

(別添)

801F1

原子力規制委員会 宛 御中

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

意見／理由：記入欄

〈東海第二原発は、廃炉に〉
東海第二原子力発電所、1978・11月
運転開始

「震災で自動停止、津波で炉心冷却システムの一部が止まったが、残る系統で冷却を続け、冷却停止に至った。」

今後20年の間に、何が起るか分からない。そして、そうたびたびは奇跡は起らない。だから早く廃炉にしてください。

1/1

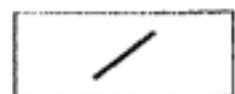
意見／理由：記入欄

新規制基準では可燃性ケーブルは使わないと定められている。

東海第二原発で防火シートを可燃性ケーブルに巻く方法を原子力規制委は認めました。

この原則を外すと緊急時事故の再発防止は困難になり可能性が大きい。

原則を無視し運転延長再稼働しようとすることは容認すべきではないと考えます。



意見／理由：記入欄

日本原電に経理的基礎はありません。バブ子Xの
 対象が外生れていすが、重要な事であり、対象
 と可成り不可。
 銀行が融資を断つ段階で、原電に経理的基礎は
 ないかと判断可なり。
 東電はADRの和解除を断つてきたが、被災者への
 賠償を値切つてくるのが実情です。東電が銀行に代
 わって資金を差し出すとはとんちを承りません。
 原電との契約を打ち切り、無駄な基本料金を払う
 のを止め、被災者の賠償に努めるべきです。
 原電は負債が膨らまないとはいえず、破綻さ
 せるべきです。

801F4

(別紙)

意見/理由：記入欄

○全般的な意見

福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていない。福島第一原発と同型で老朽炉である東海第二原発を動かすべきではない。

多くの茨城県民が反対しており、周辺の自治体で反対決議もあがっている。96万人を避難させることはできない。

再稼働の同意は困難であり、多額のお金を無駄に工事につぎ込む前に廃炉を決めるべき。お金は福島第一原発事故の賠償にあてて欲しい。

○原子炉設置変更許可の審査には「経理的基礎」

原電は、保有する4つの原発が動いておらず、東電、関電などからの「電気料金の基本料金（電力量ゼロの場合の料金）」でかろうじて破たんを免れている。多額の借金を負っている原電は、東海第二原発を再稼働させるための1,740億円（これでは済まないかも）の安全対策費を銀行から借りることができなかった。銀行の代わりに東電と東北電が経済的支援の「意向」を表明する文書を提出した。巨額の公的資金が注入されている東電が他社の原発を支援することは許されない。被災者への賠償にまわすべきである。

銀行が融資を断った段階で、原電に経理的基礎はないと判断すべき。・東電は、ADRの和解案を蹴ってまで、被災者への賠償を値切っているのが実情。東電が銀行に代わって資金を差し出すなどとんでもないことである。原電との契約を打ち切り、無駄な基本料金を払うのも止め、被災者の賠償にあてるべき。

原電は、負債が膨らまないうちに、きちんと破綻させるべき。

○原子力防災計画の欠如

重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥である。要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられていない。96万人を避難させる計画など立てようがなく、住民の被ばくが前提となっている。

東海第2原発に関するパブリックコメント応募

住所：
氏名：
連絡先

意見提出箇所（99～100ページ）

（2）安全機能を有する機器等における火災の発生防止

③「難燃ケーブルなど、自己消化性及び延燃性を確認したケーブルを使用する」、とありますが、東海第2原発は、もともと可燃性ケーブルを使っていると聞いています。

福島第一3号機で火災が発生した時と同じものです。そのケーブルを、安全なものに作り変えるということが可能でしょうか？

全長1400kmのケーブルがあるということですが、ケーブル全体を安全な難燃ケーブルに変えることなどできないでしょう。

防火シートを巻くということですが、全部できるのですか？

更に言えば、防火シートで安全なのでしょうか？

福島の事故を教訓にして、本当に住民の安全を第1に考えるなら、東海第2原発を再稼働しないことが最も住民にとって望むことです。

私は、取手市に住んでいますが、福島の原発事故のとき、ここはホットスポットになりました。放射能が太平洋に向かって流れていったので、あれだけで済んだと聞いています。もし、風向きが変わっていたら、日本列島がすっぽり汚染されていたと思うとぞっとします。それでも、福島の方々には住まいと土地を奪われ、苦しんでいます。

原子力政策を見直して、市民の（国民の）命と暮らしを守るために、東海第2原発を再稼働させないことを心から望みます。



意見／理由：記入欄

東海第二原発は福島第一原発と同型で、10/18年
11月18日に運転開始40年を迎える老朽炉である。
現在、再稼働の為の審査や特別点検等が行われて
いるが、様々な問題点が出て来ている。よって、再
稼働など認められない。

理由

東海第二原発では熔融燃料と水が接触して水蒸気
爆発が起さる恐れがあるにもかかわらず、爆発の可
能性は冬わめて低いという。しかし現状ではそれ
についての実験は行われていない！守備している
と、言います。

又、東海第二原発の再稼働に際し、東電が安全対策
費として、1740億円の融資を銀行に申し込んだ
が断られた為、東電がかわって資金を調達すると
のことですが、かわってこないことでも、東電自身が
巨額の公的支援を受けているのに、その原発に資
金を提供するほど何を考えているのでしょうか？
余分な資金があるのなら、福島第一原発事故の
被災者に使うべきです。

801F7

187～193ページ／崩壊熱除去機能喪失の対策

放射性物質を含んだ気体を格納容器外にある格納容器圧力逃がし装置に送るのは危険ではないか？

<理由>

もともと格納容器内にウエットベントを持っている原子炉であれば万が一配管が損傷しても直ちに放射性物質が外に漏れる事はありません。しかし、東海第二の原子炉は圧力抑制プールにはその機能はなく、配管をつたって格納容器内の空気がそのまま格納容器外へ引き出される構造です。地震や津波などの場合、外にむき出しの設備はどのような状況におかれるか大変危ぶまれるのではないのでしょうか。

また配管が長ければ長いほどその危険性も増加します。

それに、もしその逃がし装置自体が破損したらどうなるのでしょうか？

第二、第三の逃がし装置も備えているのでしょうか？

いくつ付くのか、またどのくらいの配管の長さなのかもわかりません。

これらの破損、また機能不全の際の対策をとるべきだと考えます。

801F8

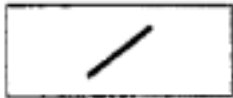
(別紙)

意見／理由：記入欄

東海第二原発の再稼働に反対します。東日本大震災の発生から、何万
 人もの被災者が出た。東海第二原発の再稼働は、何万
 人もの被災者を出さなければならない。東海第二原発の再稼働は、
 科学的知見を無視し、文化等のリスクを軽視し、自治体
 東海第二原発の再稼働は、敷地の海抜も低く、地盤の弱い
 場所から40年近くも経っており、トラブルも多発して
 います。40年前の古い設計で作られた原発を今さら
 ら動かすのは危険極まりないことです。首都圏にはほ
 んど近いうちに大地震の起こる可能性も指摘されてい
 ます。危険なリスクは少しでも減らすべきです。
 東海第二原発を再稼働させないようお願いいたします。

意見／理由：記入欄

日本原電に経理的基礎はない。再稼働させるべきでない。
 原子炉設置変更許可の審査には、「経理的基礎」が含まれます。原電は、保有する乏しい原発が動いておらず、東電、関電などからの「電気料金の基本料金」で辛うじて破たんを免れています。多額の借金を負っている原電は、東海・北陸・関西と再稼働させるための1240億円の安全対策費を銀行から借りることができませんでした。銀行の代わりに東電と東北電が経済的支援の「意向」を表明する文書を出し、規制委は「借入金による調達の見込みがあることを確認した」としています。しかしこの支援には、この原発で利益を上げるなどの前提条件がついています。また、巨額の公的資金が注入されている東電が、他社の原発と支援することは許されません。被災者への賠償にまわすべきです。
 銀行が融資を断った段階で、原電に経理的基礎はないと判断すべきです。そして廃炉にする決断を強く埋めます。



83 頁

防潮堤の位置を変更しても万が一の事故の際防潮堤により地下水の流れが妨げられ、地下水位上昇し施設が水浸しになる可能性があります。

98 頁

ケーブルの防火対策

全長 1400 km のケーブルのうち「燃焼ケーブル」または「今後燃焼ケーブルに取り換える」ものが 40%、「防火シートを巻く」が約 14% と言う内訳になっている。防火シートは対策としては不十分、その上何も対策をしないケーブルが 45% 以上となる。「防火シートで巻く」対策では防火シートを通してケーブルが過熱され被覆材が熱分解を始めたり、条件次第では火災がケーブルに伝わって綻がり、消火が極めて困難になることが懸念されます。

402 頁

ブローアウトパネル閉止装置の機能確認試験ではブローアウトパネルが 5 cm 開いてしまった。その改善策の検討はこれからと言うことは大問題です。ブローアウトパネルの規制要求としては「解放した場合は速やかに閉止できること」とされているのに実験結果ではこれが満たされていません。いざというときに役に立たないと思います。

いずれにしても東海第二原発再稼働は 40 年を超えようとしている老朽原発です。

それに東日本大震災の時に津波をかぶりかろうじて冷温停止に幸り難を逃れた経緯があります。30 km 圏内には 96 万人が居住。事故が起きたら避難できる状態ではありません。

東海第二原発再稼働に反対します。

原発は事故がなくても動かすだけで微量の放射能を空気中にばらまき、排水で海水温を上げて海の生態系を壊すのです。人類、地球の未来のために原発をやめて下さい。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

東海第二原発って？

茨城県東海村に位置する首都圏唯一の原発で、30km 圏内には約 96 万人が居住。まもなく 40 年の老朽原発、東日本大震災のときに停電をかぶり、つなわたり運転を 3 日半続けてようやく冷温停止にいった。福島第一原発と同型の沸騰水型 (BWR)。

日本原電に「経理的基礎」はない

原発を動かす事業者の「経理的基礎」も審査の一つです。所有する 4 つの原発がすべて動いておらず、東電、関電などの「電気料金」でかろうじて破たんを免れている日本原電は、1,780 億円もの安全対策費を銀行から借りることができませんでした。東京電力と東北電力が経済的支援の「意向」を表明する文書を提出。しかし、これらの文書は多くの前提つきのもの。また、巨額の公的資金が注入されている東電が他社の原発を支援することは、許されません。

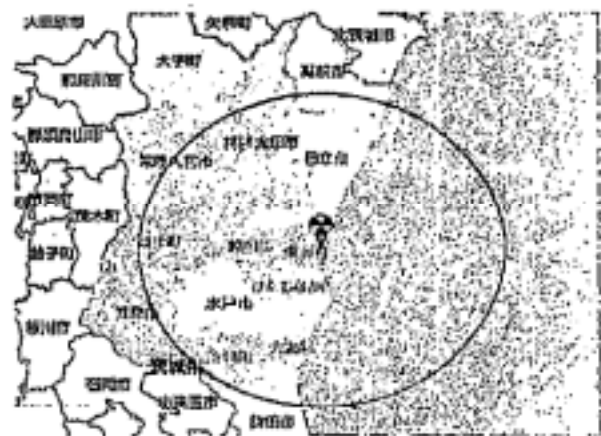


ケーブルの防火対策 p.98 (上記審査書案)

全長約 1,400km のケーブルのうち、「難燃ケーブル」もしくは「今後難燃ケーブルに取り換える」ものが 40%、「防火シートを巻く」が約 14% という内訳になっています。防火シートは、対策としては不十分であり、また、何にも対策しないケーブルが 45% 以上となります。「防火シートで巻く」対策では、防火シートを通してケーブルが加熱され被覆材が熱分解を始めたり、条件次第では、火災がケーブルに伝わって拡がり、消火が極めて困難となるといった状況が懸念されます。(裏面に続く)。

要支援者は、見捨てるの？

30 キロ圏 96 万人を避難させるような避難計画はありません。茨城県が過去に実施したシミュレーションによれば、5 キロ圏の住民 8 万人が、5 キロ圏外に出るまでに 30 時間かかるとされています。また、体が不自由な要支援者を避難させるための車が確保できないことから、茨城県は、病院や施設などに「屋内避難」させることを決めました。しかし、いつ救援がくるかもわからない中での屋内避難は、見捨てることにもなりかねません。こうした避難計画を誰も審査することなく、原発の再稼働を容認するのは無責任です。



意見／理由：記入欄

「	実	験	の	研	究	と	今	新	の	ら	登	生	幸	は	社	の	て	伯	い	
と	判	断	を	以	て	い	ま	し	た	水	新	感	気	は	必	ず	の	交	を	可
能	性	は	秘	め	て	伯	い	〜	魚	当	と	案	か	れ	て	い	し			
か		実	験	の	条	件	を	調	査	し	た	実	験	は	行	な	わ	れ	て	
い	ま	せ	ん	」																
本	当	に	手	全	と	在	わ	れ	て	い	ま	の	社	ら	は	実	際	に		
実	験	の	実	験	と	し	て	我	ら	に	安	全	と	言	う	研	究	と	示	
し	て	破	し	い	、	危	険	が	尚	ほ	ど	の	不	行	な	ら	ず			
破	か	支	保	は	い	と	言	う	の	は	、	直	に	危	険	を	減			
と	の	証	明	を	行	な	さ	す	の	か										
実	験	の	言	い	合	は	か	り	手	取	り	か	ら	い	て	我	ら	の		
し	て	破	し	い	、	危	険	を	減	ら	せ	る	こ	と	示					
机	上	の	空	論	を	し	か	ら	い	な	す									
一	考	を	な	す	か	ら	い	な	す											

1/1

801F13

原子力規制委員会御中

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

本審査書案に以下の理由で反対します。

1. 東海第二原発は東日本大震災で被害を被ったにもかかわらず、その検証と対策がなされていない。水位計の電源が切れ、水位計測が記録されなかったにもかかわらず、水位計の構造はそのまま、対策が明示されていない。
2. ケーブルの防火対策が不十分である。(P 9 8)
ケーブルは難燃ケーブルに換えることが要求されているにもかかわらず、約40%しか基準を満たしていない。防火シート対策では不十分である。
3. 東海第二原発の敷地周辺の状況に、東海処理工場の存在を考慮に入れていないのは大きな欠落である。東海処理工場は至近距離にあり、その津波対策もなされていない。津波に襲われた場合、複合事故が引き起こされたり、事故の拡大を招いたりする恐れがある。
4. 緊急時対策所が免震構造でない。(P 4 6 5)
原発は緊急時対策所について免震構造ではなく、耐震構造にする方針である。基準規則61条に「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにする」とあり、これに反している。
5. 経理的基盤を審査の対象にするべきである。
日本原電には経理的基盤はない。現在、東京電力と東北電力が経済的支援の意向を表明する文書を提出しているのみである。巨額の公的資金を受けている東京電力が他社の原発を支援するなど、道義的に見てもおかしい。東京電力は福島第一原発の廃炉と、被害者への賠償に力を注ぐべきである。

6. 避難計画も審査の対象にするべきである。

東海第二原発は30km圏内に96万人が住み、東京都まで110kmという場所に立地しているにもかかわらず、避難計画を審査しないのは大きな欠落である。現在のところ、被曝なしの実効性ある避難計画はない。

最後に、今回のパブリックコメントの公表と、パブリックコメントが審査書案の検討にどう反映されたのかを必ず公表することを要望します。

以上

2/2

意見／理由：記入欄

旧型式の東海第二原発は、「非難燃ケーブル」
が多く使われています。火災防護基準はこれを
「難燃ケーブル」に置き換えることを要求して
います。

しかし原発は難燃ケーブルでなければなら
ない場所については、非難燃ケーブルに「防火
シート」を巻いたものを使うとしています。

これは条件次第で火災がケーブルに伝わり、
ケーブルの機能が失われ、制御不能になる
可能性がります。

原子力規制委員は、新規制基準の原則を除外
例外措置を認めるべきではありません。



801F15

(別紙)

意見／理由：記入欄

東海第二原発は、まさしく40年の老朽原発です。
 30キロ圏に96万人。万が一にも避難は無理です。
 福一の事故が起きたら5万人が避難生活です。(7年
 たちましたか) 人の命こそが最優先すべきです。
 反対します。F-1

意見／理由：記入欄

P134 液状化が懸念される地盤に原発を立地すべきではなく、防潮壁が崩れない保証はありません。人口密集地には作ってはならないのが原則。

P14~17 東海1号原発は2016年11月28日に運転開始40年の寿命を迎えます。原子炉の特別点検や劣化評価などが行われていきますが、向題点が多く、再稼働の手続きは難しい状況にあります。

P413 要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定などの実効性ある避難計画は立てられておりません。
3.11では被災者が避難した後は帰りたりのに帰れない地域ができて、最初から帰れない地域を作る避難計画は認められません。

P413 銀行が融資を断った段階で原発は経済的基礎はないと判断すべきです。

801F18

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中 (FAX: 03-5114-2178)

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先 TEL:

FAX:

e-mail:

意見:

① その総延長が1400kmにもおよぶ電気ケーブルは、新規制基準では「難燃性」のものに取り換えることが義務付けられているところだが、燃えにくいものに交換するのは約40% (約540km) であり、残り60%は防火シートなどで覆う(巻く)という原電の対策を了承し、新基準に“合格”としたことは甚だ疑問である。防火シート内部で「蒸し焼き」になる危険性が高く安全対策にはならない。安全保護系統の電気ケーブルが少しでも損傷すれば信号は途絶すると考えられるところ。

② 規制委員会は、工事資金のうち借入金による調達の見込みがあり、原電には経理的基礎があることを確認したとされるが、福島第一原発の事故を起こした東京電力が原電に資金支援を行うことが果たして許されるのか、甚だ疑問である。東京電力にかかるおカネがあるなら、福島第一原発事故によって今なお苦しんでいる避難者、被害者の救済・支援にこそ率先して回すべきである。

以上の理由だけからも原電の申請を了承とする審査書案は認められるところではない。規制委員会の本来の仕事は、原発再稼働の推進ありきではなく、原発再稼働を「規制」すべきところにあるはずである。

「増殖炉開発計画の事実上の破綻と、福島第一原発の事故は、科学技術の限界を象徴し、科学技術の進歩によってエネルギー使用をいくらでも増やすことができ、それにより経済成長がいくらでも可能となるというような」「科学技術幻想」(山本義隆『近代日本の一五〇年—科学技術総力戦体制の破綻』岩波新書2018年1月)を克服し、脱原発(原発ゼロ)へ政策転換しなくてはならない。

郵送先: 106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

電話: 03-3581-3352 (代表)、03-5114-2111 (直通)

801F19

(別紙)

意見 / 理由 : 記入欄

原子力規制委員会はこの審査で非難燃性ケーブルに防火シートを巻く方法を認めている。

古い東海第二原発は、「非難燃ケーブル」が多く使われている。火災防護基準はこれを「難燃ケーブル」に置き換えることを要求している。

ところが原電は、難燃ケーブルでなければならぬ場所についても、非難燃ケーブルに「防火シート」を巻いたものを使うとしている。

原電は、「非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性を確保するための措置を講じた設計とし、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した上で使用する。」と、申請している。

私は次の点で原電の「非難燃性ケーブルに防火シートを巻く方法」は認めるべきでないと思う。

①原電は「実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した上で使用する。」と記しているが、あらゆる場面を想定して行うのには限界があること。何よりもこれから試験を行うわけであり、その検証も含めて不透明感が強いこと。

②そもそもケーブル自体が古く、予測できない事態が生じ、ケーブルの機能が失われ、プラントの状態がわからなくなったり、機器の遠隔制御が不能になったりする可能性があること。

③新規制基準に規定された難燃性ケーブルの原則から外れている。無理を承知で認めたと思わざるをえない。緊急時に予測できない事象が発生する事も大いに考えられ、例外措置を認めるべきではない。

意見／理由：記入欄

東海が二原発再稼働に反対します。

理由：水蒸気爆発の危険性が高いです。

・フク-アクト10社の同種実験は失敗しています。

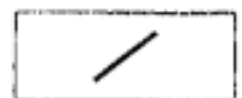
・防潮堤の地下水位が上昇し、

※ 10月 - 1 - 2 - 004141 1.44 ありです。

・30km圏100万人近くを避難は福島県・
 原発も困難。要支援者が屋内に避難するのは、
 事実上捨ておきことになりかねないです。

意見／理由：記入欄

東海電力二原発の新規制基準適合性審査において、原子力規制委員会は、設備が古く電気ケーブルが火災に弱い可燃性ケーブルを認めている。ケーブルの長さは1400kmもあり、40%は難燃性に交換し、14%は防火シートを巻くだけで、他は対策なしのまま可燃性ケーブルの状態を認めている。これは新規制基準に「適合」として認められない。



2018年8月2日

原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門御中

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に
対する意見提出用紙

住 所：東京都世田谷区宮坂 3-13-13
氏 名：生活クラブ生活協同組合・東京
理事長 土谷雅美
連絡先 tel：03-5426-5200
Fax：03-5426-5201
Email：

○意見提出箇所(全体) 経理的基礎の判断

原子炉設置変更許可の審査では「経理的基礎」、つまり経営基盤の視点が含まれています。原電は1,740億円もの安全対策費を銀行から借り入れることができませんでした。原電は、保有する4つの原発が動いておらず、東電、関電などからの「電気料金の基本料金(電力量ゼロの場合の料金)」でかろうじて破たんを免れている状況です。銀行が融資を断念した段階で、原電には経理的基礎はないと判断すべきです。

東電と東北電が経済的支援の「意向」を表明する文書を提出し、「借入金による調達の見込みがあることを確認した」ことになっていますが、そもそも東電には巨額の公的資金が注入されており、他社の原発を支援することは許されません。その費用は福島第一原発事故の被災者への賠償へ回すべきです。

○意見提出箇所(33～34 ページ) 防潮堤と地盤の液状化によるルート変更

原電は当初、原発敷地内で液状化が発生する可能性はない前提で「盛土防潮堤」を採用するとしていました。審査の過程で規制庁から液状化の可能性について指摘を受け、原電は否定していましたが、最終的に液状化の可能性を認め、地盤改良を行い支持杭形式の「鉄筋コンクリート防潮壁」を設置する方針としました。この設計変更により、低レベル放射性廃棄物埋設事業所が防潮堤の中に含まれるルートから周辺を避けるルートに変更されました。液状化が懸念される地盤に原発を立地すべきではないこと、防潮壁の設計変更により、敷地内に地下水が溜まり、水位を上昇させてしまうリスクが高まること。津波の発生時に低レベル放射性廃棄物の流出が懸念されること。以上の対策が明らかでないうちに設置許可が行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(402、416 ページ他) ブローアウトパネルの改善

ブローアウトパネルは、原子炉建屋に設置された開閉扉のことで、配管破損事故時に流出する水蒸気や炉心溶融事故で発生した水素が建屋に留まり、建物損壊や水素爆発を起こすことがないように開く設計になっています。また、「閉止の必要があるときは容易かつ確実に閉止操作ができること」が基準規則により要求されています。放出後は速やかに閉まらなければなりません。実施試験において扉のチェーン破損により完全には閉止しませんでした。改善策や再検証が行われない段階で設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(240～241 ページ) 水蒸気爆発の危険性

炉心溶融事故が発生し、原子炉压力容器から溶融燃料が流出した場合、審査書案では、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としたうえで、「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断しています。東海第二原発の格納容器は MARK II 型であり、事故で炉心溶融が発生した場合、真下にあるのは水のため水蒸気爆発の危険性が高い構造です。実機の条件を網羅した実験は行われていないなか、設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(413 ページ) 高濃度汚染水への抑制対策

福島第一原発事故では、高濃度汚染水の一部が環境中に漏れ出しました。基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としています。格納容器上部が破損し放射能が放出した場合、原電の対策は、それを放水砲で叩き落とすというだけで、高濃度汚染水についての抑制対策がされていません。

○意見提出箇所(98～99 ページ) 難燃ケーブルへの代替

東海第二原発は、「非難燃ケーブル」が多く使われており、これを「難燃ケーブル」に置き換えることを要求しています。全長約 1,400km のケーブルのうち、「難燃ケーブル」もしくは「今後難燃ケーブルに取り換える」ものが 40%、「防火シートを巻く」が約 14%という内訳になっています。また、何にも対策しないケーブルが 45%以上となります。防火シートで巻く対策では、防火シートを通してケーブルが加熱され、被覆材が熱分解を始め、条件次第では火災がケーブルに伝わって拡がり、消火が極めて困難となるといった状況が懸念されます。防火シートによって延焼は防げたとしても、被覆が損傷しケーブルの機能が失われ、プラントの状態がわからなくなったり、機器の速隔制御が不能になったりする可能性があるため、火災防護基準に厳格に従うべきです。

○意見提出箇所(全体)

東海第二原発は、2018 年 11 月 28 日で運転開始後 40 年の寿命を迎えます。原発から 30 キロ圏内には最も多い 96 万人が居住しており、実効性のある避難計画がありません。重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切かつ実効性のあるものがどうかを確認する法的手続きがなく、審査の対象とされないのは重大な欠陥です。周辺自治体 8 市村と再稼働の事前同意について新協定を締結していますが、水戸市議会では 6 月に、「住民理解を得ないままの再稼働は認めない」とする意見書を可決しており、同意が得られる見通しは立っていません。また、福島第一原発事故の検証と事故被害者への賠償等が収束していないなか、福島第一原発と同型で老朽化している東海第二原発を再稼働させるべきではありません。

以上

要 望 書

県民のいのちと暮らしを守るために 原電東海第二発電所の再稼働は認めないでください

茨城県知事 大井川 和彦 殿

本年3月11日で東電福島第一原発事故から丸7年が経過しますが、原因究明や廃炉作業も難航続きで、これから先どれだけの時間とお金が費やされるか予想すら出来ない状態です。ご存知のように7年近く経過した今でも住まいや故郷を追われ避難生活を強いられている人々が53,000人(平成29年11月)にもものぼります。

今年11月に運転期間40年となる“老朽施設”東海第二原発は事故を起こした福島第一原発1号機と同じ沸騰水型です。この東海第二原発がひとたび事故を起せば子どもたちや高齢者・障害を持つ人々を含め私たちの暮らしは破壊され、半径30km圏内に住む100万人近い人たちが路頭に迷うことになることは明らかです。

この地に暮らす私たちのために東海第二原発の延長運転はさせず速やかに廃炉にしてください。安心して暮らすことのできるふるさと茨城にしてください。

発電後必ず排出される使用済み核燃料は全ての原発施設でほぼ満杯状態、にも関わらず放射性廃棄物、いわゆる“核のゴミ”はどこにも行き場が無いのが現状です。

一方、世界では自然エネルギーによる発電産業が「第三の産業革命」と呼ばれるほどの活況を呼んでいます。原発依存は将来減らしていくと政府も表明しています、まずこの茨城からエネルギーシフト変換を実現し、安心して未来に希望の持てる「持続可能な社会」を目指し日本をリードして欲しいと切に願います。

私たち県民が安心して暮らせるように「東海第二原発の再稼働を認めない」ご決断をお願いいたします。

名前

住所

私からのメッセージ

東海第二原発は、絶対廃炉にすべきです。行場のない核のゴミもこれ以上ふやすのは、人類の滅亡への道だと思います。何千万年間、どう管理するのでしょうか。到底無理なことです。どうか再稼働は中止して下さい。

呼びかけ団体：2018年度関越ブロック組合員活働交流集会 in 茨城

事務局：茨城福祉生協・企画組織部 水戸市城南3-15-17 029-221-3406

802F4

(別紙)

意見／理由：記入欄

審査書案98～100頁：

非難燃性ケーブルに防火シートを巻く処置によつて、十分な保安水準を確保されることを確認したとしている。

東海第二原発は、可燃ケーブルが使われ、39年以上使用されている程年ケーブルである。ケーブルメーカーが耐用年数の目安である10～30年を大幅に過ぎている。法定の原子力発電の運転期間40年制限を超えて、さらに20年の運転延長をするならば、上記耐用年数の上限30年の2倍の期間使用し続けることになる。防火シートを巻く処置は、非難燃性ケーブルに取り替えるのと同等あるいはそれ以上の安全対策になるといふ保証はない。認めることはできない。

そもそも、全長約1,400キロメートルを取り替えることは、設計上できない。仮に40%の難燃ケーブルへの取りかえが可能、防火シートで巻く処置で14%としても、何も対策しないケーブルが45%以上となる。非難燃性ケーブルに取り替えるのと同等あるいはそれ以上の安全対策になる科学的・技術的根拠に欠ける。

また、防火シートを巻く処置によつて生じる逆効果(ケーブルから発生する熱の放出が妨げられる。ケーブルの絶縁物の劣化がより早まる。よって通電容量が下がる)についての検討を欠いていて、なんら立証できていないと言わざるを得ない。

「火災防護基準に係る審査基準」に背く対策を認め

(別紙)

意見／理由：記入欄

よば、原則を外せば、不測の事態、緊急事態に予測
できない事象が発生する可能性を否定できない。
認めることはできない。

802F5

(別紙)

意見／理由：記入欄

原子力規制委員会はこの審査で非難燃性ケーブルに防火シートを巻くことを認めている。火災防護基準に規定された難燃性ケーブルの原則から外れている。このような例外措置を認めると緊急時に予測できない現象が発生する可能性がある。認めないとはないと考える。

2/2

原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 御中

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見」に対する意見提出用紙

住 所：東京都世田谷区宮坂 3-13-13
氏 名：23 区南生活クラブ生活協同組合
理事長 鶴島佳子
tel：03-3426-9914
Fax：03-3426-9911
Email：block.23ku@s-club.coop

○意見提出箇所(全体) 経理的基礎の判断

原子炉設置変更許可の審査では「経理的基礎」、つまり経営基盤の視点が含まれています。原電は1,740億円もの安全対策費を銀行から借り入れることができませんでした。原電は、保有する4つの原発が動いておらず、東電、関電などからの「電気料金の基本料金(電力量ゼロの場合の料金)」でかろうじて破たんを免れている状況です。銀行が融資を断念した段階で、原電には経理的基礎はないと判断すべきです。

東電と東北電が経済的支援の「意向」を表明する文書を提出し、「借入金による潤溜の見込みがあることを確認した」ことになっていますが、そもそも東電には巨額の公的資金が注入されており、他社の原発を支援することは許されません。その費用は福島第一原発事故の被災者への賠償へ回すべきです。

○意見提出箇所(33～34 ページ) 防潮堤と地盤の液状化によるルート変更

原電は当初、原発敷地内で液状化が発生する可能性はない前提で「盛土防潮堤」を採用するとしていました。審査の過程で規制庁から液状化の可能性について指摘を受け、原電は否定していましたが、最終的に液状化の可能性を認め、地盤改良を行い支持杭形式の「鉄筋コンクリート防潮壁」を設置する方針としました。この設計変更により、低レベル放射性廃棄物埋設事業所が防潮堤の中に含まれるルートから周辺を避けるルートに変更されました。液状化が懸念される地盤に原発を立地すべきではないこと、防潮壁の設計変更により、敷地内に地下水が溜まり、水位を上昇させてしまうリスクが高まること、津波の発生時に低レベル放射性廃棄物の流出が懸念されること。以上の対策が明らかでないうちに設置許可が行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(402、416 ページ他) ブローアウトパネルの改善

ブローアウトパネルは、原子炉建屋に設置された開閉扉のことで、配管破損事故時に流出する水蒸気や炉心溶融事故で発生した水素が建屋に留まり、建物損壊や水素爆発を起こすことがないように開く設計になっています。また、「閉止の必要があるときは容易かつ確実に閉止操作ができること」が基準規則により要求されています。放出後は速やかに閉まらなければなりません。実施試験において扉のチェーン破損により完全には閉止しませんでした。改善策や再検証が行われない段階で設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(240～241 ページ) 水蒸気爆発の危険性

炉心溶融事故が発生し、原子炉圧力容器から溶融燃料が流出した場合、審査書案では、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としたうえで、「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断しています。東海第二原発の格納容器は MARK II 型であり、事故で炉心溶融が発生した場合、真下にあるのは水のため水蒸気爆発の危険性が高い構造です。実機の条件を網羅した実験は行われていないなか、設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(413 ページ) 高濃度汚染水への抑制対策

福島第一原発事故では、高濃度汚染水の一部が環境中に漏れ出しました。基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としています。格納容器上部が破損し放射能が放出した場合、原電の対策は、それを放水砲で叩き落とすというだけで、高濃度汚染水についての抑制対策がされていません。

○意見提出箇所(98～99 ページ) 難燃ケーブルへの代替

東海第二原発は、「非難燃ケーブル」が多く使われており、これを「難燃ケーブル」に置き換えることを要求しています。全長約 1,400km のケーブルのうち、「難燃ケーブル」もしくは「今後難燃ケーブルに取り換える」ものが 40%、「防火シートを巻く」が約 14%という内訳になっています。また、何にも対策しないケーブルが 45%以上となります。防火シートで巻く対策では、防火シートを通してケーブルが加熱され、被覆材が熱分解を始め、条件次第では火災がケーブルに伝わって拡がり、消火が極めて困難となるといった状況が懸念されます。防火シートによって延焼は防げたとしても、被覆が損傷しケーブルの機能が失われ、プラントの状態がわからなくなったり、機器の遠隔制御が不能になったりする可能性があるため、火災防護基準に厳格に従うべきです。

○意見提出箇所(全体)

東海第二原発は、2018 年 11 月 28 日で運転開始後 40 年の寿命を迎えます。原発から 30 キロ圏内には最も多い 96 万人が居住しており、実効性のある避難計画がありません。重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切かつ実効性のあるものがどうかを確認する法的手続きがなく、審査の対象とされないのは重大な欠陥です。周辺自治体6市村と再稼働の事前同意について新協定を締結していますが、水戸市議会では6月に、「住民理解を得ないままの再稼働は認めない」とする意見書を可決しており、同意が得られる見通しは立っていません。また、福島第一原発事故の検証と事故被害者への賠償等が収束していないなか、福島第一原発と同型で老朽化している東海第二原発を再稼働させるべきではありません。

以上

802F7

<液状化・防潮壁関連> 審査書案 p. 34

原発敷地内の液状化の可能性を否定していた原電が、審査の過程で、原子力規制庁から液状化の可能性を指摘され、盛土防潮堤から地盤改良と指示杭形式鉄筋コンクリート防潮壁設置に方針を変えた。この設計変更により、敷地内に水が溜まり水位を上昇させ原子炉建屋内に流入するリスクが高まる心配はないのだろうか。集中豪雨等で敷地内が水浸しになる可能性はないのだろうか。

そもそも、液状化が懸念されるような地盤に原発を造るべきべきではないではないか。

さらに、低レベル放射性廃棄物埋設事業所の津波対策や、再処理場に埋設された高レベル廃液タンクなど、周辺の危険物に対する津波対策はどうなっているのか。いろいろ考えれば、この老朽化した東海第二原発は再稼働すべきではないだろう。

住所:

氏名:

連絡先

e-mail:

パブコメ意見を送付いたします。

意見:

- ・福島第一原発事故の原因究明は出来ていません。同じ型である東海第二で教訓は反映不可能ではないでしょうか。電気は足りています、国民が不安視する再稼働は止めるべきです。
- ・電源ケーブルの防火対策が間に合せておきずまったく不十分です。
- ・原子力防災への視覚が足りません。避難は人々の命と健康を守る為です。万全の計画が前提と考えます。

郵送先: 106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(届合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 富木

電話: 03-3581-3352 (代表)、03-5114-2111 (直通)

<非難燃ケーブルについて> 審査書案p98

全長 1400km にも及ぶケーブルのうち、内訳は、難燃ケーブルまたは「今後難燃ケーブルに取り換える」ものが 40%、「防火シートを巻く」が約 14%という。

防火シートで巻く対策では、ケーブルが過熱され、被覆材の熱分解の可能性もあるではないか。

条件次第では、火災がケーブルに伝わって広がることもあり得る。防火シートによって延焼を防げた場合も、被覆がだめになりケーブルの機能が失われプラントの状態がつかめなくなるとか、機器の遠隔操作が不能になる場合もありうるのではないか。半分くらい非難燃性つまり可燃性のケーブルが残るわけだから他のケーブル火災と同様の危険性もあるのではないか。

802F10

原子力規制庁 原子力規制部 調査グループ 実用炉審査部門 御中

FAX 03-5114-2179

意見

東海第二は半径30キロ圏内に全国の原発で最多の96万人が住む。この範囲の14市町村には事故に備えた避難計画の策定が義務づけられているが、市町村ごとにどのように進んでいるか具体的な数値で示してほしい。我々住民は、避難計画が不要であることを望む。

規制委は再稼働の前提となる「審査書案」を了承するのであれば、「原電が示した地震や津波、炉心溶融のような重大事故への対策が新基準に適合する」と判断したとなる。「福島での炉心溶融について7年を超えたにもかかわらず、その原因も収束の見通しもついていない」。これでは新基準は非科学的であり、適合基準すら信用に値しない。福島苛酷事故が解明されたのちに判断すべきである。

原電は資金面で防潮堤の建設などの安全対策工事に自力での調達が可能なのか、東電や他電力などからの支援がなければ成り立たないのであれば再稼働は直ちに断念すべきではないか。電気利用者への料金加算転嫁は言語道断。

規制委は、実質国有化されている東電の支援について、東電を監督する経済産業相の考えを鵜のみにするのでなく、福島第一の廃炉作業や、柏崎刈羽の安全対策に支障が出ないことを確認することが重要で、安全対策に全面責任を負う覚悟で当たってほしい。安全が確保されなければ安易に新規基準を満たしたと認めるべきではない。なぜならば、政府、原電は基準を満たしたことをもって「安全が承認された」と読み替えるからである」。規制委は、『安全』にまで責任を負い、政府や原電の言いなりから抜け出さなければならないと思う。

規制委は、核のゴミについてどのように考えているのか。日本が国内外に47トンのプルトニウムを保有し国際的には、核兵器への転用を懸念されている。「日本府はプルトニウムが原発で消費するためのもの」としているが、その使用に当たっては高速増殖炉の開発が頓挫し政策変更を余儀なくしている。さらに再稼働が進めばプルトニウムは増えすぎ、廃炉に伴う核のゴミとともに処理のできないまま国内に溢れかえってしまう。福島原発の汚染水すら処理出来ずに苦悩している。増え続ける核のゴミについて、様々な検討がされていることと思われるが、最終処理の方法さえ見えていない。何処で、どう処理するのかを各電力会社に義務付け原子力規制庁の役割を果たしてほしい。

以上

<高濃度汚染水対策を盛り込むべき> 審査書案 p413~

福島第1原発事故の際に、原子炉の冷却水が溶融燃料に触れ、格納容器下部の破損口から流出して発生し、環境中にも漏れた。建屋に入り込んだ地下水が混ざり大量の汚染水が生じた。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第55条では、「原子炉格納容器の破損または貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。」としている。原電の対策は、格納容器上部が破損し気体の放射性物質が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすだけという。子どもの遊びではないのだ。原電は基準規則に則り、高濃度汚染水という形態での放射性物質の放出についての抑制対策を本気で考えるべきではないか。

<緊急時対策所の構造について> 審査書案p465～

福島第一原発事故の際の指揮所は免震重要棟であった。当時の東電社長清水氏が「免震需要等がなかったと考えるとぞっとする。」と言った国会答弁は印象的だった。

原電は、東海第二原発事故対応の緊急時対策所について、免震構造ではなく耐震構造にするとの信じ難い方針が変わらないとすれば問題ではないか。

「免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにする」という「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」を守るべきではないか。

原子力関係の現場で働く人々を含む国民の命を守るために、重大事故対処の指示を行うには免震機能が必須条件ではないか。

802F13

<原子力防災について>

原子力施設の事故防止と事故の影響緩和のための「安全対策の多段階設定」という考え方が、各国で広がっている。国際原子力機関 IAEA は、階層の第5層で、「放射性物質の大規模放出に伴う放射線影響の緩和」を目的にした基本的手法を原発施設外での緊急時対応としている。

東海第二原発の避難計画はパプコメの対象外となっているが、要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定等々、しっかりした計画が立てられていないのはどうしたことか。

豊かな郷土茨城県とここに住む我々、未来に生きる子ども達の事を考えれば、老朽化した危険な東海第二原発は断じて再稼働すべきではない。

科学的・技術的・道義的その他どんな側面から考えても再稼働は異常である。原電自身が、40年稼働を見越し、中性子脆化状況を把握するために原子炉の運転開始時に入れた試験片も最後なのだということに……。

802F14

2018年8月2日

原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門御中

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に
対する意見提出用紙

住 所：東京都練馬区中村南 2-22-3
氏 名：北東京生活クラブ生活協同組合
理事長 加瀬和美
連絡先 tel：03-3970-4632
Fax：03-3998-0564
Email：block.kitatokyo@s-club.coop

○意見提出箇所(全体) 経理的基礎の判断

原子炉設置変更許可の審査では「経理的基礎」、つまり経営基盤の視点が含まれています。原電は1,740億円もの安全対策費を銀行から借り入れることができませんでした。原電は、保有する4つの原発が動いておらず、東電、関電などからの「電気料金の基本料金(電力量ゼロの場合の料金)」でかろうじて破たんを免れている状況です。銀行が融資を断念した段階で、原電には経理的基礎はないと判断すべきです。

東電と東北電が経済的支援の「意向」を表明する文書を提出し、「借入金による調達の見込みがあることを確認した」ことになっていますが、そもそも東電には巨額の公的資金が注入されており、他社の原発を支援することは許されません。その費用は福島第一原発事故の被災者への賠償へ回すべきです。

○意見提出箇所(33～34 ページ) 防潮堤と地盤の液状化によるルート変更

原電は当初、原発敷地内で液状化が発生する可能性はない前提で「盛土防潮堤」を採用するとしていました。審査の過程で規制庁から液状化の可能性について指摘を受け、原電は否定していましたが、最終的に液状化の可能性を認め、地盤改良を行い支持杭形式の「鉄筋コンクリート防潮壁」を設置する方針としました。この設計変更により、低レベル放射性廃棄物埋設事業所が防潮堤の中に含まれるルートから周辺を避けるルートに変更されました。液状化が懸念される地盤に原発を立地すべきではないこと、防潮壁の設計変更により、敷地内に地下水が溜まり、水位を上昇させてしまうリスクが高まること、津波の発生時に低レベル放射性廃棄物の流出が懸念されること。以上の対策が明らかでないうちに設置許可が行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(402、416 ページ他) ブローアウトパネルの改善

ブローアウトパネルは、原子炉建屋に設置された開閉扉のことで、配管破損事故時に流出する水蒸気や炉心溶融事故で発生した水素が建屋に留まり、建物損壊や水素爆発を起こすことがないように開く設計になっています。また、「閉止の必要があるときは容易かつ確実に閉止操作ができること」が基準規則により要求されています。放出後は速やかに閉まらなければなりません。実施試験において扉のチェーン破損により完全には閉止しませんでした。改善策や再検証が行われない段階で設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(240～241 ページ) 水蒸気爆発の危険性

炉心溶融事故が発生し、原子炉圧力容器から溶融燃料が流出した場合、審査書案では、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としたうえで、「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断しています。東海第二原発の格納容器は MARK II 型であり、事故で炉心溶融が発生した場合、真下にあるのは水のため水蒸気爆発の危険性が高い構造です。実機の条件を網羅した実験は行われていないなか、設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(413 ページ) 高濃度汚染水への抑制対策

福島第一原発事故では、高濃度汚染水の一部が環境中に漏れ出しました。基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としています。格納容器上部が破損し放射能が放出した場合、原電の対策は、それを放水砲で叩き落とすというだけで、高濃度汚染水についての抑制対策がされていません。

○意見提出箇所(98～99 ページ) 難燃ケーブルへの代替

東海第二原発は、「非難燃ケーブル」が多く使われており、これを「難燃ケーブル」に置き換えることを要求しています。全長約 1,400km のケーブルのうち、「難燃ケーブル」もしくは「今後難燃ケーブルに取り換える」ものが 40%、「防火シートを巻く」が約 14%という内訳になっています。また、何にも対策しないケーブルが 45%以上となります。防火シートで巻く対策では、防火シートを通してケーブルが加熱され、被覆材が熱分解を始め、条件次第では火災がケーブルに伝わって拡がり、消火が極めて困難となるといった状況が懸念されます。防火シートによって延焼は防げたとしても、被覆が損傷しケーブルの機能が失われ、プラントの状況がわからなくなったり、機器の遠隔制御が不能になったりする可能性があるため、火災防護基準に厳格に従うべきです。

○意見提出箇所(全体)

東海第二原発は、2018 年 11 月 28 日で運転開始後 40 年の寿命を迎えます。原発から 30 キロ圏内には最も多い 96 万人が居住しており、実効性のある避難計画がありません。重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切かつ実効性のあるものがどうかを確認する法的手続きがなく、審査の対象とされないのは重大な欠陥です。周辺自治体6市村と再稼働の事前同意について新協定を締結していますが、水戸市議会では8月に、「住民理解を得ないままの再稼働は認めない」とする意見書を可決しており、同意が得られる見通しは立っていません。また、福島第一原発事故の検証と事故被害者への賠償等が収束していないなか、福島第一原発と同型で老朽化している東海第二原発を再稼働させるべきではありません。

以上

住所：
氏名：
連絡先

意見：

「私は東海第2原発の運転延長に反対です」

東京電力福島第一原発事故から7年がすぎました。
しかし、未だに県外に5万5千人(2017年10月現在)の県民が
避難生活に強いいられています。被曝した土地はもとにもどりま
せん。汚染土の最終処分場も決っていません。

このように原発事故はとりかえしがつかないのです。
しかも、原発事故が2度と起こらない確証はありません。

従って、原発30km圏内に96万人が住む老朽原発

「東海第2原発」の運転延長に反対です。

郵送先：106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宮本

電話：03-3581-3352 (代表)、03-5114-2111 (直通)

802F16

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

意見提出箇所

◇P. 98～P. 100 ケーブルの防火対策

全長約1,400キロメートルのケーブルのうち、「難燃ケーブル」もしくは「今後難燃ケーブルに取り換える」ものが40%、「防火シートを巻く」が約14%で、何も対策しないケーブルが45%以上となり、対策そのものが不十分と言えます。

また、「非難燃性ケーブルに防火シートを巻く」方法を認めていますが、防火シートを通してケーブルが加熱され、被覆材が熱分解を始めたり、条件次第では、火災がケーブルに伝わって広がり、消化が困難となるなどの状況が懸念されます。この方法は、そもそも新規規制基準に規定された難燃性ケーブルの原則から外れているわけで、このような例外措置を認めると、緊急時に予測できない事象が発生する可能性があり、絶対に認めるべきではないと考えます。

◇P. 59～P. 60 漂流物の検証

東海第二発電所の敷地外で漂流する可能性のあるものとして複数のものの検証がされていますが、当発電所の北南にはそれぞれ日立港、常陸那珂港が位置し、そこには大型船舶が停泊していますが、それらの大型船舶が津波によって漂流し、発電所の敷地に影響をもたらす可能性があることは検証されていません。東日本大震災の時には実際に大型船が街の中まで漂流し、建物のうえに取り残されるということが現実には発生しました。検証する必要があると考えます。

◇東海第二発電所の近くにはたくさんの関連施設があり、特に高レベル固体廃棄物や高レベル廃液、乾式キャスク等、非常に危険な莫大な量の使用済み核

燃料が保管されています。規制委員会はこの使用済み核燃料のことには特に言及していませんが東海第二発電所と同等にこの使用済み核燃料の保管体制にも安全性の基準を設けて管理していくべきだと考えます。

以上です。宜しくご検討下さい。

FAX番号 03-5114-2178

原子力規制庁原子力規制部審査グループ実用炉審査部門

〒106-8450 東京都港区六本木5丁目9番9号
TEL (03-3581-3352)

パブリックコメントを提出するのは初めてで不備がありましたら、すみません。どうも宜しくお願い致します。

100P-32

東海原発のこの度^の審査で100ページの、新規制基準に示された、難燃性ケーブルの原則からは、はずれる非難燃性ケーブルに防火シートを巻く方法で審査を認可するのは、無理があるのではと思います。

昨今、日本各地で想定外^の自然災害にみまわられている状況です。いつ何時、また、福島^の事態、それ以上の災害にあうことは、いくらでも考えられるのでは無いでしょうか。難しい事は解りませんが、最低線、長い期間をかけて委員会の中で決定した事項にすぐわな^い事は認め^てほしくな^いです。どうぞ、宜しくお願い致します。

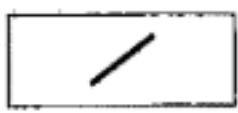
発信者

住所

TEL

意見/理由: 記入欄

福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていません。福島に4回行って、現地を見、福島の人々から直に話を聞きました。福島の人々はあちこちに避難して、やっと戻ってきたが、1割〜3割の人しか戻ってこない、戻れない。ふるさとがなくなっただと言っています。福島の実情を見ると、二度と原発事故を起こしてはならないと思います。最近、特に地震や集中豪雨がひんぱん起きています。その度に、東海原発は大丈夫だろうか心配しています。多くの茨城県民が反対しています。6月議会で、水戸市議会は、住民合意のない原発再稼働は反対という決議を上げてくれました。今から96万人の避難計画をつくるようですが、そんな計画はできるはずがありません。交通渋滞で避難中に被曝します。避難地にたどりつけないところを見つけたら、あとはぼろぼろに住むところを見つけたら、住む場所がない。今までの市町村や県の機能がぼろぼろにたり、コミュニティの崩壊は、今の福島を見ればすぐ、だれでもわかります。茨城県は、自然エネルギー全国一になりました。今こそ、原発をなくし自然エネルギーに変えるときです。これが、子供や孫たちに残せる最大の贈り物であり、今を生きる大人の責任ではないでしょうか。東海原発は再稼働ではなく、廃炉の決断をお願いします。



802F19

(別紙)

意見／理由：記入欄

大地震や津波は、福島原発の過酷事故で、いやこ
 うほど、原発そのものの怖さを知った。それ以外
 に、大水、大風、赤城山の噴火等、いつ起るかも
 分からないのが最近の状況です。
 新規の審査以前に、人間の想像を超える大災害
 が発生すれば、原子力発電所は、そして地球の壊滅
 です。
 危険の上昇、東海第二原発は絶対に再稼働しない
 下さい。

以上



802F20

(別紙)

意見/理由：記入欄

下記の理由により、今般の審査要案に異議を唱えます。

1. 東海才2原子力発電所(以下東海才2原発)から至近距離(約8km)に立地する東海再処理工場施設(以下再処理工場)は廃止が決まり、費用対効果の観点から、津波対策(防波堤計画)が放棄される。東海村において不幸にも地震・津波が発生した場合、再処理工場の被害は避けがたく、東海才2原発の稼働延長を検討する場合、その立地周辺地域の状況を考える時、「複合災害」として検証する事は科学的合理性からいって当然であるが、規制委員会はこれを検証していない。

2. 稼働40年を前提に設計、施工された原発施設をその耐用年数の50%にもなる20年の稼働延長を検討する時、原発事故の過酷さを考えるならば完璧な実証がなされる事は無い事は言うまでもない。これは福島原発事故を防ぐ事からせよ、当時の原子規制官庁を始めとする全ての原子力関連科学者、技術者、官僚の最終的責任である。ではその最終的責任は果たしているか?否である。たとえば、電気系ケーブルの問題である。そもそも40年経過後の原発の稼働延長は例外のはずである。仮に例外的に延長を認めるのであれば新規率100%に適合する事が最低条件である。「安全オア」が国の方針であり、この点からも100%新規率に適合せ科学的合理性と合致するものである。ところが、今般の審査では交換不可能なケーブルについては防火シートでケーブルラップなどと

(別紙)

意見／理由：記入欄

被覆するという工法を容認しているが、これでは例
 外の上に更に例外を重ねるという結果になっ
 ている。新規課にある遊煙ケーブルへの交換が必
 要である。更に、一般にケーブルの耐ス性は約30年
 であり、交換できないケーブルは約2倍の60年の使
 用となり、日常的な観察が必要であるが、被覆によ
 り目視によるチェックもできないかどうするの
 か？とも今更交換不可能と判断された部分の劣化に
 よる交換の必要性が出た場合どうするつもりか
 事業者主体（日本原電）にた立しているのか？又、
 60年の耐ス性を主張するならば、原発施設と同等
 条件の基礎の被覆のテストピースによる実証
 データを提示する必要がある。

以上により、この審査案は認めざるを得ない。
 最後に、設計段階での審査とは異なり、計画の
 実行性という規制委員案をもっと踏み込んだ
 審査を行なうべきである。之もなにより遑
 記機関へと随うだけである。

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出

火山灰の設計層厚 50cm. 事例が3mと23cm.
シミュレーションでは49cm. さらに丈夫な設置をせよといけないうの
ではないか.

重さだけでなく、機械に与える可能性、火山灰は固まるのが
早いと聞きますが、丈夫か。これに付いた灰は。

雨、雪と混じると重さはますます、建築物が壊れる可能性
はないのか

車の運転は難しくなる、事故を起こす可能性は高くなる。

原発を立地する場所ではない、ということですか。

意見/理由：記入欄

(1) 福島第一原発事故の発生を踏まえ、原子力発電の安全性を確保するため、福島第一原発と同型で老朽化が進んでいる東海第二原発の再稼働を中止し、原子力発電の削減を図るべきである。

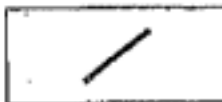
(2) 多くの茨城県民が反対しており、6月14日、水戸市議会でも反対決議を採択している。

(3) 東海第二原発の20年間の運用は、水戸市の人口が6万人を超過する中で、住民の健康被害を招く恐れがある。

(4) 東海第二原発の事故が起これば、関東一円に甚大な被害を及ぼす。首都圏も被災する。東海第二原発は動かさなければ済む。

(5) 老朽原発には、毎年放射線量を測定して、合格がとれない場合は、設計も古く、原子力発電所（原子力発電所）の安全性を確保するため、設計も最新鋭の原子力発電所（原子力発電所）に更新する必要がある。また、原子力発電所の廃止は、環境負荷を減らすためにも必要である。また、原子力発電所の廃止は、環境負荷を減らすためにも必要である。

(6) 原子力発電所の廃止は、環境負荷を減らすためにも必要である。また、原子力発電所の廃止は、環境負荷を減らすためにも必要である。また、原子力発電所の廃止は、環境負荷を減らすためにも必要である。



意見／理由：記入欄

2018年6月、水産庁議決案例会で「東海第二原発の住民理解のない再稼働を認めない」と互に約束した。96万人が、東海第二原発の30%の中核的役割を担っている。96万人の避難可能区域の実効性のある底意は、96万人を避難させるとは物理的に不可能である。

東海第二原発は、2018年11月28日に運転開始40年の寿命を迎える原発であり、本来廃炉並に迎えるべき原発です。老朽原発には、長年放射線が浴びて金属がもろくなる、設計も古く、何れは難燃ケーブルではないものを使用している。格納容器下部の圧力抑制プールも完全に水で満たされ、廃炉の圧力抑制プールも完全に水で満たされ、設計上構造上の問題が必ずあります。

（以下、縦書きの文字がほとんど読み取れないため、意図を推測して補完）

... 安全確保... 住民理解... 避難計画... 廃炉... 格納容器... 圧力抑制... 構造上の問題...



意見／理由：記入欄

東海第二原発の再稼働、やめなさい。この原発、
廃炉にしてください。

原発の使用済燃料燃焼炉、建屋を含む廃棄物、
どう処理するのかわかりません。その処理方法を明らかにし、計画
にたがって東海第二原発の再稼働の必要性を言えなさい。

原子力委員会が言うように。現在の保有量の47%
を上限と設定し、それ以上増やさないと言います。それは、
どうして増やさないようにするのですか。あるいは、増やさない
ようにするのですか。原子力委員会自身が「事故防止」を
言うにもかかわらず「六ヶ所新燃料」の再稼働は安全である
と主張し、前記の通り「不可能」として「もんじゅ」も
廃炉にしてください。本当に、もう止めなさいと言います。

何か「10年」保管できず施設を壊すという話も聞かれています。
これを前提として再稼働を始めるのは、日本の
どの地域でも、全く地震国日本を前提に、フィン
ランドのような建設をするというのでしょうか。これを明確に
せず、再稼働とは、非科学的ばかりか反社会的です。

再稼働に関係する^{はず}！是非は主として人権と
関わりなさい。そこから考えなさい。再稼働問題は人
間性、地球の未来、子孫の未来の問題です。おねがいはあ

1/2

2018/8/2

おめりさん

原子力規制委員会 宛て <1 回目>

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出

住所
氏名
連絡先

1 / 2

意見 (1 / 2)

1. 本審査は、原子力規制委員会ホームページ掲載の、今回の新規制基準は、東京電福島第一原子力発電所の事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて策定されました。以前の基準の主な問題点としては、地震や津波等の大規模な自然災害の対策が不十分であり、また重大事故対策が規制の対象となっていなかったため、十分な対策がなされてこなかったこと、新しく基準を策定しても、既設の原子力施設にさかのぼって適用する法律上の仕組みがなく、最新の基準に適合することが要求されなかったこと、などが挙げられていましたが、今回の新規制基準は、これらの問題点を解消して策定されました。この新規制基準は原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものです。しかし、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありません。原子力の安全には終わりはなく、常により高いレベルのものを目指し続けていく必要があります。という趣旨に基づき行われたものと言えます。私は、上記規制委員会の新規制基準に対する位置づけがまず納得できません。

ホームページ掲載の以前の基準の問題点として挙げられた 1 つに、「地震や津波等の大規模な自然災害の対策が不十分であり、また重大事故対策が規制の対象となっていなかったため、十分な対策がなされてこなかったこと」があるとのことですが、以前の基準では「なぜ必要としていなかったのか」、このことについて本来きちんと説明があるべきです。説明がないのは、国において原子力規制行政とはいっても、「大事故想定がまるで無かった」「大事故を想定するなどとんでもない」「JCO 臨界事故時には『安全神話は脱ぎ去るべき』と言っていたが早くも安全神話にまたとっぶりついていた」という状況があったからではないでしょうか。単に、「地震や津波等の大規模な自然災害の対策が不十分」であったということでお茶を濁すのではなく、きちんと「原発の大規模事故は起きないと考えていた」と認めて反省の弁を公開すべきです。

そうしたことがないままの「新規制基準適合性審査の審査書」への意見を出してほしいと言われても、納得いかないことへの意見、信頼を失っていることへの意見とな

りますので、「審査の内容全体が認められない」ということになります。この審査自体が欺瞞に満ちているという感を受けていますので、冒頭、まず、新基準の定め方にはもっと議論と検討が必要であったということを申し述べます。

2. 適合性審査の新基準に「実効性ある避難計画の策定」が盛り込まれていないことは納得できません。

規制委員会による適合性審査が進み、国の方針として再稼働が進められていく中、万一の事故時の対応として、新たに拡大した避難範囲となった自治体において、広域避難計画の策定が進められていますが、「実効性ある広域避難計画が策定できた」と言える自治体は皆無と言っても過言でないと認識しています。当東海村においても未策定状況で訓練を2回実施しましたが課題噴出です。役場職員が「相当課題が多い」と感じていることはもちろん、参加した住民も「こんな避難騒動はごめんだ」と共通の認識です。また、仮に逃げることはしたとしても「長期化することや、戻ることはできないという深刻な状況を受け入れることはできない」というのが多くの思いです。

東電福島第1原発の過酷事故を経験してしまった上でも、日本においては、地域防災計画やそれに基づく避難計画の策定は、原発の再稼働の法的な要件とはなっておりません。こうしたことは、原発を稼働させたいとする側の「稼働ありき」最優先で、東電福島第1原発事故に十分学ぼうとせず、いかに住民を守るかという姿勢に立っていない証です。本来、原発を稼働させたいとする側であっても十分な内容の避難計画等の整備が再稼働の前提であると考えべきです。今回のような「実効性ある避難計画なしでも原子炉を動かしていい」という国の判断を下す作業は受け入れられません。国民の命と財産を守ることが国の最優先課題であるべきです。

3. 航空機落下の火災について「妥当」とする審査結果には問題があります。

従来、原子炉の上は航空機は通過しないことになっているから、航空機落下等の心配はないと言われてきました。そもそも、大型航空機落下について、設計時点でほとんど何も対策されていない発電所で、後追いの対策で十分なものができることが問題です。今日の国際状況では、原子力発電所への計画的なテロが起こり得る危険が高まっていることから、審査合格とするのは、妥当ではありません。むしろテロを含めた航空機落下等でこれほど危険な原発を動かすための対策をとろうとすることが問題です。信じられません。動かさないことが最善策と言えます。 (2/2)

802F26

原子力規制委員会 宛て <2回目>

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出

住所
氏名
連絡先

意見 (1/2)

1. 沸騰水型軽水炉のそもそもの欠陥、原発技術の「未完成」について解明されていません。沸騰水型軽水炉では、炉心安定性の欠如と核暴走の危険性が高いことが言われています。原子炉内でウランの核燃料が燃やされ、運転を止める時には、制御棒を挿入しウランの核反応を止めます。しかしその状態でも、ウランから生まれた核分裂の生成物は膨大な熱を出し続けます。そのため絶えず水で冷やしておく機能が必要となります。ところが、普段、条件が整っている時なら、そういうコントロールができるわけですが、いざという時、水の供給が止まってしまったら、膨大な熱が出っぱなしになって暴走が始まってしまいます。そうなると核燃料の熱がたまり、どんどん高温になって、核燃料が壊れ始め、30分もたったら融けだしてばらばらになり、2時間で原子炉がめちゃくちゃになるといわれています。水が止まらないようにしたいと思っても、あらゆる場合を考えて水が止まらないようにすることはできません。

やはりこれは、軽水炉がもっている構造上の本質的な弱点、「熱水力学的不安定性」の表れです。軽水炉による原子力エネルギーの利用は、いざという時の安定性がない、本来なら安全な使用には適さない、そういう段階だということが、スリーマイルおよび福島と、2度の大災害で実証されたわけです。さらに、原子炉そのものの危険性という点で、いま深く考える必要があるのは、今回の福島の原発災害が、軽水炉という特定の型にとどまらない、より深刻な問題を提起していることです。いま開発されているどんな型の原子炉も、核エネルギーを取り出す過程で、莫大な“死の灰”を生み出します。どんな事態が起こっても、この大量の“死の灰”を原子炉の内部に絶対かつ完全に閉じこめるという技術を、人間はまだ手に入れていません。軽水炉でいったん暴走が起こったら、それが社会を脅かす非常事態にすぐ結びつくというのも、根底には、この問題があります。福島原発は、五重の防護壁なるものを看板にしていたが、現実にはたいへんもろいものでした。原子炉の技術的な「未完成」を問題にす

る場合、軽水炉の固有の弱点に加え、ここにさらに大きな問題があることを、いま直視する必要があると思います。今回の新基準適合性審査では、こうした水の供給が止まらないためにと大型のポンプ車が配備されたりしていますが、そうした対策という名のもと高額費用を充てたさまざまな整備は、原発技術が「未完成」であることをより明瞭にしています。原発は動かさないことこそ今最も必要なことです。

2. 使った核燃料の後始末ができない問題に国が責任を持っているとは感じられません。今の原発システムは技術的に全く「未完成」で危険だという点で、もう一つの大きな弱点があります。それは 燃やした燃料の後始末ができない事です。原発を運転したら必ず大量に出る“死の灰”の塊ですが、原発ではウランでつくった燃料を3～4年燃やすと、それ以上は燃やさないで取り出す、しかしいったん燃やした後の核燃料は、大量の放射能を絶えず出し続ける大変危険な存在です。その放射能を広島型原爆にたとえてみると、原爆が落ちた時に“死の灰”が周辺に広く降りましたが100万kwの原子力発電所だと、毎日3kgのウランを消費して、3kgの“死の灰”を残し、それが使用済み核燃料にたまります。100万kwの原子力発電所が1台動いていたら、毎日広島型原爆の3発分の“死の灰”がたまる、1年間動いたら広島型原爆1000発分をこす“死の灰”がたまります。ところが、“死の灰”の塊である使用済み核燃料を、始末するシステムを人間はいまだに開発できていません。このことを抜きに新規制基準「適合」などの判断を下し、住民に意見を求めるとき、こういう「使用済み核燃料の後始末に関する意見は聞かない」という本当に酷い審査であり、住民への対応と言えます。結局は、国民に原発技術の真実が知らされないまままた動かそうとしている、国を滅ぼそうとしていると言っても過言でないと許せない気持ちでいっぱいです。

4. 規制委員会ホームページ上の、この新規制基準は原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものです。しかし、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありません。原子力の安全には終わりはなく、常により高いレベルのものを目指し続けていく必要があります。の記述は、規制委員会だからこそ書いたことなのかと思いますが、このように書いておきながら 運転等の可否を規制委員会が判断し、再稼働を推進しているこのやり方は絶対に認められません。 (2/2)

意見／理由：記入欄

原子力規制委員会は、日本電産・東海が二原
発の設置変更許可にかかわる審査で、非難燃性
ケーブルに防火シートを巻く方法を認めた。

これは 新規性基準に規定された 難燃性ケ
ブルの原則から外れている。

防火シートは 対策としては不十分であり、防
火シートを通してケーブルが加熱される被覆材が
熱分解を始める。火災がケーブルに伝わり、
広がる可能性が 条件次第で懸念される。

全長1400kmのケーブルのうち、可燃性のま
まのケーブルが45%以上も残る。

ここでは 新規性基準に「適合」する と認め
ることはできないと困難と考える。

原子力規制委員会へ。 パワーコメ

803F1

・福島の状態を前に(今もなない)溶け出した燃料を処理できたら再稼働の話してやるべき。

規制委員は審査に合格して安全と言っている。安全でなければ原発は廃止するのかわたしの判断。今度事故が起きたら日本は終りではないのですか。日本をクソにしたいにはなる。貴方の力も必要です。

原子力規制委員会 パブ.ユ.ク

96F(火災による損傷防止)

- ・ 交換できないケーブルがある、という事は 火災の起こる所
という認識になる。のでは 45年という語きに渡り利用した
ものを交換できない、という事は安全上利用をしない
事がもっとも利にかなっていて、そう考えると思えます。
更なる交換は犯罪的行為です。

原子力規制委員会へ、1177コX

135p (重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る
技術的能力)

故意の航空機衝突やミサイルに対処できていない。

安倍君が北朝鮮を対象に「日本の存立危機」を言いつつ今日
少なくとも40年越えの東洋圏に近すぎる東海第二原発は止める
べきである。規制委員は原発器械ばかり見て、その目的の
安全な電力を考へてほしい。

803F2

〒106-8460 東京都港区六本木

六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ

実用炉審査部門行

東海第二原発の新規制基準適合性審査に対する。

パブリックコメント。

- パブリックコメントは、技術的なことに限定するとはいえると思いますが、私は、技術的はもちろぬですが、安全にどう生活するか、もしもの事故の時、被爆者にはどう避難するか、又、この大量の核のごみをどう始末するかを考えています。規制委員会の方々はどうか考えますか。私の周りでは口々に言っています。規制委員会の方々の家族も、原発3km圏内に住まわせることが「権侵害」と叫びました。原発職員がいましたが、私の知り合いには、1km以内に住んでいる人がたくさんいます。考えの下さい。再稼働には反対です。

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木フーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ
実用炉審査部門行。

東海第二原発の新規制基準適合性審査・設置許可変更申請
審査書案に対する パブリックコメント

- ・ ケーブルの防火対策について。

新規制基準においては、ケーブルは難燃性のケーブルでなければならぬとされている。しかし原電は可能な部分のみ取り替えて、残りはカバーで済ませるとし、規制委はそれでよしとしているようだが、一体何の差の新規制なのか、ケーブルでの火災事故は、ふんばんに起っている。こんな甘・甘の審査の長は、原発稼働許可府としか言えないではないですか。

新基準を瑞々しいは東海第二原発の再稼働は絶対反対です。

803F4

原子力規制委員会宛て

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査請求書案」に対する意見提出用紙

全般的意見

人間のする行為によって引き起こされる事故は基本的に想定外のものが多い、いかに膨大かつ詳細な対応策を考えても、それらが機能しないのは過去の災害の事例を見ても明らか。原発事故は世界的にスリーマイル・チェルノブイリ・福島を経験し、明らかになったことは、ひとたび事故を起こした場合取り返しが見つからない。私は代々農業を営んでいるがその土地に生きている。生活・生産と一体的で、福島の農家の方はそこを追われることになった。原発に事業に公共性があるとはいえ、一企業の不始末ですべてを失うことは何とも我慢ができない。従って老朽化した原発は廃炉しかない。

余談だが今石岡市を中心に新たなごみ処理施設を建設しているが20年余を経過して古くなったから新しく建て替えるという。片方で40年たって老朽化しているにもかかわらず再稼働するという。我々から見れば行政が都合よく数字をもてあそんでいるとしか思えない。

足尾銅毒では住民は強制的に村を解体され北海道へ強制移住させられ苦しい生活を強いられた。水俣では猫が狂い死にして明らかに窒素の出した有機水銀が原因であることが分かっていたのにそれを隠して被害を拡大させ、企業はその社会的な責任を果たし終えていないのに水俣病は解決したとしている。福島もアンダーコントロールされているというが汚染土壌を汚染水も処理できないでいるし、除染自体が今なおできないでいる。

福島の惨状は見てのとおり、今なお解決どころかどうしようもない現状にある。先の原発事故では、100キロ離れた石岡市でも大量の放射能を浴びた。私達も市民有志で学校周辺の放射能測定を行い、その値の高さに驚いた。今すぐに原発をなくすことは難しいが小泉元首相の言うように、将来的になくしていく道を科学者は模索してほしい。

個別的意見 p99～100に関して

ケーブルはすべての装置を結ぶ重要なもので、現在は非難燃性が見つかわれている。これを難燃性に置き換えることを要求している。原発はその対策として防火シートを巻いたもので対応しようとしている。実証試験がされていないにもかかわらず、これで対応することを認めるべきではない。ケーブル劣化は致命的でこの対応が不十分なので認めるべきではない

803F5

(別紙)

意見／理由：記入欄

100ページ：非難性ケーブルに防火シートを巻く方法を認めている。
 新規制基準に規定された難燃性ケーブルを使用するという規定に外れている。例外を認めている。
 難燃ケーブルを使用しなければならぬ原則を破っている。防火シートをもって原則を外している。
 「想定」を基に、「十分な保安水準が確保されることを確認した」として、「原則」を外すことはいかかたことであるか。
 防火シートを巻く対策を認めることはできない。してはならない。新規制基準の規定を外している。

99ページ：「火災防護基準の規定にのっとっているものであることを確認した」としている。
 「火災防護基準」は厳格に守らねばならない。原則を外してはならないと考える。
 そもそも、ブラウンスフェリー1号機の火災事故をもって原発の防火対策を大幅に見直した結果、難燃性ケーブルの使用を義務づけたのではなか。たか、東海第二原発は、燃えるケーブル(可燃性ケーブル)を使っている。この事実をないものにする難燃性ケーブル使用原則を外してしまうこと自体許されるものではない。いわんや、科学的実証根拠が担保されない防火シートを巻く(逆効果すら外した)処置を認めることは常識を超えていると判断する。
 そのままの可燃ケーブルを大幅にそのままに残し一部を防火シートで巻く対策は、とうてい認められるものではない。「原則」を例外措置を認めれば、緊急時に予測できない事象を発生させる。

外し、

2/2

意見／理由：記入欄

住所
氏名
連絡先 TEL
FAX

意見

東海第二原発は、福島第一原発と同一型であり、水戸市を始め、多くの自治体で反対決議もあつた。96年を境に、再稼働すれば、処理の見通しがたない核のゴミを埋め、麻酔を決めるべき。お金の無駄に工事につぎは、お前にあつて欲しい。日本原電に経理的基礎がたつて、負債が膨らまないよう、に破綻させるべきである。

/

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 実用炉審査部門 御中 /

東海才 = 原発の新規制基準適合性審査について

審査書案 P. 10

<日本原電への東京電力からの資金支援について>

巨額の公的資金が投入されている東京電力は、

運転開始40年の老朽化がすすんでいる他社

の東海才 = 原発に資金を支援することは許さ

れません。

日本原電は保有する4つの原発が動いておら

ず、東京電力、関西電力などからの「電力料

金の基本料金」で破たんともめがれているの
です。

審査書案 P.96 < 難燃性ケーブルについて >

東海第二原発には、福島第一原発3号機で

致命的な欠陥が指摘された非難燃性・可燃性

ケーブルが全長1400km使用されております。

日本原電は「52%を難燃ケーブルに交換する

」と申請し、規制委員会はこれを認めたとの

ことですが52%は全長1400kmの52%ではな

く、安全系ケーブルの400kmの52%とのこ

とで、全長1400kmの15%だけが難燃ケーブ

ルになるとのことです。可燃ケーブルが使わ

れている古い原発と再稼動することはありません。

東海第二原発から30km圏内には96万人が住み、私が住む牛久までは68km、1000万人が住む首都東京までは110kmです。

東海第二原発と再処理施設の距離はわずか2.8kmです。

福島第一原発と同型で老朽炉である東海第二原発は動かすべきではありません。

住所
氏名

803F8

2018年8月3日

原子力規制委員会 御中

「日本原子力発電株式会社東海第2発電所の

発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」にたいする意見

意見提出箇所と意見

1、全般的意見：

福島第1原発の事故はいまだに収束せず、事故の正確な原因すら検証されていません。この事故機と同型で、本年11月に稼働満40年を迎える老朽炉である東海第2原発は、絶対に稼働させるべきではありません。

東海第2原発は、30キロ圏内に96万人の人口を擁し、万一の過酷事故の際は水戸市役所、茨城県庁、国の出先機関など全て避難せねばならず、避難行動の司令所がない大混乱におちいります。風向きによっては、首都東京まで避難区域となるかもしれません。避難計画の策定も、事故が地震によるか、津波によるか、火山の噴火によるか、それ以外の要因によるかが不定であり、全ての事態に対応する計画など不可能です。

2、原子炉圧力容器の脆性破壊のおそれ：

圧力容器の厚い鋼板は、中性子線の照射により脆化するがその程度は正確には予測不能とされ、そのため稼働当初より実験用テストピースを入れてあり、時々それを取り出して強度テストするそうですが、このテストピースの残りは1個しかないとのこと。つまり、当初から稼働期間は40年としか想定されておらず、最期のテストピース使用後の材質の脆化はテストによる検証は不能となります。原子炉の圧力容器すなわち炉の心臓部分の材料強度の保証のない原子炉は動かすべきではありません。

3、難燃ケーブルへの取り替えができないことの危険（審査書案 P99）

建設時期の古い東海第2原発は、そのケーブルの多くに難燃ケーブルが使われておらず、火災防護基準に違反した状態になっています。ところが原電は、難燃ケーブルへの交換は困難だから、代わりに防火シートで巻いたものを使うといいます。これでは、ケーブルが加熱されたとき被覆が分解、変質、発火することは防げません。つまり原子炉の制御装置、計測装置などの機能が失われる恐れが大です。難燃ケーブルへの交換ができないような原子炉は使用、稼働させるべきではありません。

4、放射性物質の拡散対策の不備（審査書案P413～）

原子炉格納容器が破損した時、上部が破損したら、気体放射能を放水砲で叩きおとすといいますが、気体になった放射性物質を水で叩きおとすことは可能なのか、実証されていません。固体ならいざ知らず、気体化したものを液体で落とすなど不可能だと考えます。

また、福島原発事故の時、核燃料が熔融し、原子炉の冷却水が熔融燃料に触れて高濃度汚染し、格納容器下部から漏れ出て環境を汚染しました。また、建屋に入り込んだ地下水が混ざり、大量の汚染水となり、未だに増え続けて防ぐ手段がない状態です。原電の対策には、この高濃度汚染水対策がありません。このような原子炉の稼働を認めるべきではありません。

(以上)

803F9

(別紙)

意見/理由: 記入欄

ケーブルの防火対策(審査議案P99)

東海原発電所では、ケーブルが全長1400kmあり
 ます。非難燃ケーブルが多く使われてい
 ます。今回難燃ケーブルもしくは今後難燃ケーブルに取
 替えるのが40%とあります。今後とほいつまで？
 東海原発電所はもう40年たつておりすべ
 るものが老朽しており寿命です。即交換し
 なくては安全が確保できません。また防火シ
 ートも巻くが14%とほいつてい
 ますが、何故取替ないのか(取替ら
 ないのどほと疑います)この対策では、防火
 シートを通してケーブルが加熱。これ
 被覆材が熱分解を始めたり。条件が
 重ければ火災がケーブルに伝わり、抗
 火がなくなる。また防火シートによ
 って延焼は防げても被覆がダメージ
 になりケーブルの機能が失われ、プラ
 トンの状態がよくなる。機器の遠隔
 制御が不能になります。可能性があ
 ります。

府も対策しない45%では非難燃のケ
 ーブルが元のまま残り(即替なくてほ
 いけない)東京電力の埼玉県での地
 中送電線が2016年10月に発生した
 火災と同様のリスクをかけることな
 り。

事故・災害はいつ起るかわからない。福
 島第一発電所の時のように想定外は
 絶対許さない。万全を期し火災防
 護基準に厳格に従うべきです。

地盤液状化と防潮壁(審査議案P34)

日本列島は地球の歴史からみると砂
 山です。そして液状化が発生する可
 能性を認めたのだからいくら地盤改
 良を行っても立地条件が最悪です。
 「鉄筋コンクリート防潮壁」を設置
 する方針として

困難

(別紙)

意見／理由：記入欄

いまあが 今後東日本大震災のような地震がいつ起
 こるもおおしくない日本列島。世界的にも地球温暖
 化による気象の暴状による 超大型台風や 集中豪
 雨による高波や水の被害が予想されます。前回の東
 日本震災の際もあと数10センチで津波が堤防を超え
 るとこらだったということを忘れてはいけません。
 津波がよれば低レベル放射性廃棄物の流出の心配が
 あります。また防潮壁が崩れないという保障もない
 また防潮壁の設計変更により敷地内には地下水が溜ま
 り 水位を上昇させてしまうこととなる。原子炉建
 屋について排水ポンプが停止し、地下水位が地表
 近くまで上昇し 建屋内へ流入するリスクが高まり
 ます。福島第一原発では、この水が大量の汚染水の発
 生の原因となつています。津波対策がほつちりして
 いない今、低レベル放射性廃棄物埋設事業所から放
 射性廃棄物の流出、東海再処理工場やもんじろ設置工
 場の高レベル廃液タンクなど周辺には危険物がある
 これらの問題とどうクリアするのかが問われます。
 福島第一原発では、地下水汚染を入れたタンクが
 日々増えつています。また茨城にもこの水と同じことを
 させようとしていふのであるか
 えもえもなぜ40年たつて老朽化した原発を再
 稼働する必要があるのか疑問です。
 電力は足りています。どのくらい？
 福島第一原発は収束していません。検証も終わつ
 ていないのになぜですか。
 東京電力が資金援助をあるとつていいますが東電
 とはなんのお金があるのでしょうか。私達国民は電気料
 の中から原発に關してのお金を徴収つていふます。

(別紙)

意見／理由：記入欄

多くの人ほ 福島で被害の方々の役に立てあげるとか
 まんして支払っていきまが 何の役にもたてない
 東海原発のために徴収工れると命がけい 命は電気
 も自由化にたりいろいろは所て入れようたはつて
 おり自然エネルギーを利用するところへと流れてい
 くことたり東電の収入は減つていくと予想工小ま
 る そうたは東電からの援助もはくたみでしち
 国民をせくみさばバチが当たるということをさしず
 ！東海原発再稼働は多くの茨城県民が反対してい
 ます 周辺は自治体で反対決議もあがつています
 30キロ圏96万人をどう避難工せようというので
 しょうか 茨城県が過去に実施したミニミニシオン
 では 30キロ圏の住民8万人が30キロ圏外に出るま
 だと 30時間かかるといわれています また身体が
 不自由な要支援者を避難工せるための車の確保がで
 きないため 茨城県は病院や施設などで「屋内避難
 工せることを決めたと報道工しましたか 117救援
 がくさかもれからはい中での屋内避難は見捨てると
 にもたりません 茨城県は地理的にみてがたや海
 北は福島栃木や千葉へ行くには川を越えるしかたない
 鉄道も止まり橋が朽らたら私達ほどこに逃げればい
 いというのでしょうか 再発工うはいプルト ニウ
 工どうするのが 反交国のアメリカ工えから工懸念
 工れていきます 世界の流水と逆行して 117までも
 原発に衣存し 海外にまで売り工もうと工している日
 本 本工に取工しい工ず 地球を大切に！
 ひとりひとりの命を大切に！ 私達茨城県民を
 ひとにまりの金工うけのために実験台に工わ工するの
 は絶対に許工しません 原発は即廃工にするべ工です。

東海第二原発の再稼働に反対するパブリックコメント

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住 所： 埼玉県さいたま市南区别所 5-1-11

氏 名：生活クラブ生活協同組合・埼玉

理事長 木下美由紀

FAX 番号： 048-839-4899

Email：

○意見提出箇所(全体) 経理的基礎の判断

原子炉設置変更許可の審査では「経理的基礎」という視点が含まれていますが、日本原子力発電㈱(以下、原電)は多額な安全対策費を銀行から借入れすることができていません。現在、東電、関電などからの「電気料金の基本料金(電力量ゼロの場合の料金)」でかろうじて破たんを免れている状況です。銀行が融資を断念した段階で、原電には経理的基礎はないと判断すべきです。

東電と東北電が経済的支援の「意向」を表明する文書を提出し、「借入金による潤溜の見込みがあることを確認した」ことになっていますが、そもそも東電には福島第一原発事故により巨額の公的資金が注入されており、その費用は原発事故の被災者への賠償へ回すべきであり、他社の原発を支援することは許されません。

○意見提出箇所(33～34 ページ) 防潮堤と地盤の液状化によるルート変更

原電は、原発敷地内で液状化が発生する可能性はない前提で「盛土防潮堤」を採用するとしていましたが、審査の過程で規制庁から液状化の可能性について指摘を受けました。原電は当初否定していましたが、最終的に液状化の可能性を認め、低レベル放射性廃棄物埋設事業所が防潮堤の中に含まれるルートから周辺を避けるルートに変更されました。液状化が懸念される地盤に原発を立地すべきではないこと、防潮堤の設計変更により、敷地内に地下水が溜まり、水位を上昇させてしまうリスクが高まること。津波の発生時に低レベル放射性廃棄物の流出が懸念されること。以上の対策が明らかでないうちに設置許可が行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(402、416 ページ他) ブローアウトパネルの改善

ブローアウトパネルは、配管破損事故時に流出する水蒸気や炉心溶融事故で発生した水素が建屋に留まることなく放出後は速やかに閉鎖することが重要ですが、実施試験において扉のチェーン破損により完全には閉止しませんでした。改善策や再検証が行われない段階で設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(240～241 ページ) 水蒸気爆発の危険性

炉心溶融事故が発生し、原子炉圧力容器から溶融燃料が流出した場合、審査書案では、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としたうえで、「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断しています。東海第二原発の格納容器は MARK II 型であり、事故で炉心溶融が発生した場合、真下にあるのは水のため水蒸気爆発の危険性が高い構造です。実機の条件を網羅した実験は行われていないなか、設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(413 ページ) 高濃度汚染水への抑制対策

福島第一原発事故では、高濃度汚染水の一部が環境中に漏れ出しました。基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としています。格納容器上部が破損し放射能が放出した場合、原電の対策は、それを放水砲で叩き落とすというだけで、高濃度汚染水についての抑制対策がされていません。

○意見提出箇所(全体)

東海第二原発は、2018 年 11 月 28 日で運転開始後 40 年の寿命を迎えます。原発から 30 キロ圏内には最も多い 96 万人が居住しており、実効性のある避難計画がありません。重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切かつ実効性のあるものがどうかを確認する法的手続きがなく、審査の対象とされないのは重大な欠陥です。周辺自治体 6 市村と再稼働の事前同意について新協定を締結していますが、水戸市議会では 6 月に、「住民理解を得ないままの再稼働は認めない」とする意見書を可決しており、同意が得られる見通しは立っていません。また、福島第一原発事故の検証と事故被害者への賠償等が収束していないなか、福島第一原発と同型で老朽化している東海第二原発を再稼働させるべきではありません。

以上

803F11

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門御中

東海第二原発の再稼働に絶対反対です。

福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていません。
福島第一原発と同型で老朽炉である東海第二原発を動かすべきではありません。
地震が起きるたび、茨城県に住む私は東海第二原発は大丈夫かと 1 番に気になります。
事故は起きないという保証を原子力規制庁はしてくださるのですか？
地震国日本は再生可能エネルギーの道を模索すべきです。
放射能におびえるのは、もうたくさんです。

どうぞ東海第二原発を再稼働させないでください。

日本原電 東海カ2原発 パブリックコメント

原子力規制庁原子力規制部審査グループ
 実用炉審査部門 様へ

パブリックコメントを提出させて頂いたります
 パソコン、インターネットが使えない 高齢女性です。
 専用の用紙が手に入らず Faxで失礼します。
 東海カ2原発を絶対稼働させないで下さい。
 大災害があちこちで起きている日本で地震も多発、
 もし原発が事故を起したら とうなるのではありませんか
 シミュレーションされていますか？ どのように避難
 すればいいのか 美しい日本にまた住めない
 国土を作ろうとするのですか、半径30kmだけ
 ではない。首都圏近くの何千万人が避難民け
 になります。水も飲めない 農産物も魚介類も
 すべて汚染されます。そんな日本にしないで
 下さい

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中 (FAX: 03-5411-2170)

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所：
氏名：
連絡先
e-mail
意見：審査書全般について

核のゴミに回された老朽・被災原発、東海第二原発の審査は不合格です。

湯を沸かす為に核分裂を起こすナンセンス「沸騰し装置」、それが原子力発電

「止める、冷やす、閉じ込める」は成功しない。

まずは、電気事業連合会（電事連）のHPをご覧ください。

<http://www.fepc.or.jp/enterprise/hatsuden/nuclear/index.html>

<原子力発電の基本原理

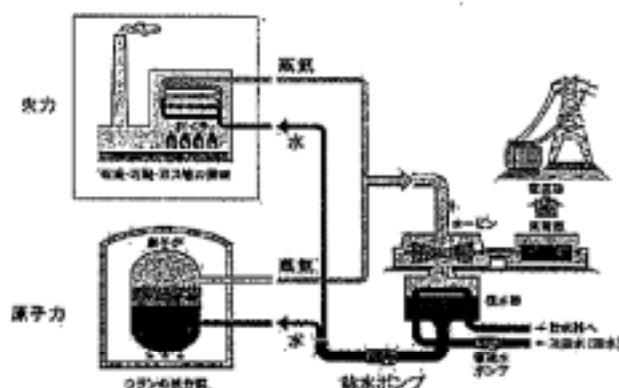
原子力発電は、火力発電のボイラーを原子炉に置き換えたものです。

火力発電は化石燃料を燃やして熱エネルギーを得て、これを使って水を沸かし、蒸気の力で蒸気タービンを回転させて電気を起こします。

これに対して原子力発電はウランを核分裂させて熱エネルギーを得て、水を沸かし蒸気の力で蒸気タービンを回転させて電気を起こします。>

そして図で、ボイラーと原子炉とを上下に並べて両者がお湯を沸かす役割を果たし、右側のタービンにお湯を送り給水ポンプから水が戻ってくることを示している。

火力発電と原子力発電の違い



2/17

N110-31207-0000004

そう、原発の原子炉は火力発電のボイラーと同じ役割でお湯を沸かしているだけ。ボイラーと同じ「沸騰し装置」だ

湯を沸かす為に核分裂反応を起こしている？

そんなことは知っているよという人が多いと思うけれど、沸騰しのための核分裂って誰が考えてもおかしいくないですか？

「沸騰かし」装置の為に、核分裂を制御する難しい技術を投入して「止める、冷やす、閉じ込める」を試み度々失敗する。「沸騰かし」装置の為に、プルトニウムなど多量の放射性物質を生成し、核のゴミを増やし末代にまで負担を強いる。「沸騰かし」装置の為に、多くの労働者が被ばくし周辺を放射能汚染し多くの生命に危害を与える。「沸騰かし」装置の為に、原子力災害対策指針を作り、避難計画を立て、防災訓練をし、ヨウ素を配る。「沸騰かし装置」の為に、巨大なバカの壁「防潮堤」を作りテロや航空機事故や他からの攻撃まで防げないといけない。「沸騰かし装置」の為に、膨大な国家予算を使い多数の人が原子力に関わる仕事に従事し、そして嘘をつき続ける。

全くナンセンスだ。

おまけに核分裂エネルギーの1/3だけが電力になって、残りは温排水として海に流される。「沸騰し装置」は「海温め装置」でもある。

核分裂「沸騰し装置」、核分裂「海温め装置」を考えると、情けなくおかしくてお湯が茶を沸かす。

以上

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見書提出

住所

氏名

連絡先

意見提出箇所

【審査書案 34 ページ】

- ・液状化が懸念される地盤に原発を立地すべきではない。防潮壁が崩れない保証はない。
- ・防潮堤から防潮壁に設計変更により、敷地内に地下水がたまり、水位を上昇させてしまうことになる。原子炉建屋についても排水ポンプが停止し、地下水位が地表近くまで上昇し、建屋内に流入するリスクが高まる。福島第一原発事故では、これが大量の汚染水発生の原因となった。集中豪雨の際、敷地内が水浸しになる恐れもある。このような場所に立地すべきではない。
- ・低レベル放射性廃棄物埋設事業所の津波対策はまだ明らかではない。放射性廃棄物が流されるようなことがあってはならない。
- ・他にも東海再処理工場やそこに設置された高レベル廃液タンクなど周辺には危険物がある。少なくともそれらの津波対策が明らかでないうちに再稼働すべきではない。

【審査書案 99 ページ】

・「非難燃ケーブル」を防火シートで巻く防火対策では、防火シートを通してケーブルが過熱され、被覆材が熱分解をはじめ、火災がケーブルに伝わって拡がり、消火が極めて困難となる状況が懸念される。また、防火シートによって延焼は妨げたとしても、被覆がダメになり、ケーブルの機能が失われ、プラントの状態がわからなくなったり、機器の遠隔制御が不能になったりする可能性があります。「難燃ケーブル」にとする火災防護基準に厳格に従うべきです。

【意見：原電に経理的基礎はない】

・再稼働させるための安全対策費として、銀行に代わり東電と東北電が支援を表明したことについて規制委員会は「借入金による調達の見込みがあることを確認した」とするが、とんでもありません。巨額の公的資金が注入されている東電が他社の原発を支援することは許されません。東電は福島の被災者への賠償に回すべきです。銀行が融資を断った段階で、原発に経理的基礎はないと判断すべきです。

【意見：原子力防災計画の欠如】

重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥です。

要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられません。96万人を避難させる計画など立てようがありません。住民の被曝が前提になっています。

以上

福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていない。福島第一原発と同型で老朽炉である東海第二原発を動かすべきではありません。避難計画も成り立つわけがありません。原発の再稼働することを認めないでください。

使うとしています。しかも全長 1400km のうち難燃ケーブルに今後取り替えるもの 40%、防火シートを巻く 14%です。これでは半分近くのケーブルは対策が無いということになります。

防火シートを巻く対策では、このシートを通しケーブルが加熱され、被覆材の熱分解が始まれば、プラント状態がわからなくなりプラントの遠隔制御が不能になる危険があります。また過熱による火災が発生した時はケーブルを通し火災が広がる心配もあります。火災防護基準に沿ってすべてのケーブルを難燃ケーブルに変えるべきです。

施設の老朽化と周辺住民の避難について

東海第二原発は2018年11月28日で運転開始から40年を迎えます。原電によれば東海第二原発の炉心に生じた中性子を浴びたため生じたひび割れ箇所は4.6年 間隔で目視点検するので見落としは無いとしています。また、中性子脆化の状況を把握するための試験材料は運転開始時に5個入れあと1個残すだけです。東海第二原発は40年前の古い設計で、しかも40年運転対応でしか考えられていなかったとみるべきです。驚くべきことで、大変危険です。

7年前の東北大震災では、福島第一原発事故で14.1万人が避難し未だ帰郷できない人々が多くいます。東海第二原発の30km 圏内の場合96万人もが居住し、首都圏は200km 圏内に入ります。東海第二原発で事故発生を考えると避難民が国中にあふれ、その対策は予想すら不可能です。また、当時、第二原発はこのときの津波が70cm高かったら福島と同じ過酷災害が発生したとといいます。安全を第一に考えれば東海第二原発は廃炉が最も適当な原発といえます。

非難燃ケーブルを使うことについて

火災防護基準では非難燃ケーブルを難燃ケーブルに置き換えることを要求しています。古い東海第二原発は非難燃ケーブルが多く使われ、難燃ケーブルでなければならぬ場所にも防火シートを巻いて使うとしています。しかも全長 1400km のうち難燃ケーブルに今後取り替えるもの 40%、防火シートを巻く 14%です。これでは半分近くのケーブルは対策が無いということになります。

防火シートを巻く対策では、このシートを通しケーブルが加熱され、被覆材の熱分解が始まれば、プラント状態がわからなくなりプラントの遠隔制御が不能になる危険があります。また過熱による火災が発生した時はケーブルを通し火災が広がる心配もあります。

火災防護基準に沿ってすべてのケーブルを難燃ケーブルに変えるべきです。

803F18

(別紙)

意見／理由：記入欄

福島第一原発事故の原因究明はできている。
 内部を調べることが不可能だから。
 同じ沸騰水型軽水炉の東海2号福島事故の教訓
 を生かすことはできない。
 5万人の人が暮らすと真中で、もう一度事故が起き
 るかどうか実験しようとしたのと同じことだと思っ
 ます。
 東海2号原発を再稼働をしないで下さい。

803F19

原子力規制委員会 御中

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に関する意見書

住所
氏名
連絡先

「意見／理由」

東海第二原発は1978年11月28日に営業を開始、今年で40年になり本来廃炉となる原発である。老朽化した原発は長年放射線を浴び続け金属が脆くなっている。設計も古いうえ、技術的にも原発火災を防止するための難燃性ケーブルへの交換がケーブル全長(1400 km)の僅か15%に留まるなど看過できない問題があり、きわめて不十分である。

日本原電は経理的基礎がなく、今後必要とされる安全対策費1740億円を自己調達できず、銀行からの融資も断られ、東京電力と東北電力に資金借り入れを求め、支援する意向を表明した。しかし、巨額の公的資金(約22兆円)が注入されている東京電力が他社への支援を行うなど許されることではない。規制委員会の経理的基礎の審査は「合格」のためのでたらめな審査であり、明らかに間違いである。

東海第二原発の30*。圏内には96万人が住んでおり、ひとたび原発事故が発生すれば苛酷な状況のもと住民避難は出来ません。

以上の理由から東海第二原発は動かすべきではありません。

803F20

(別紙)

意見／理由：記入欄

①地震により、被災者が避難する際に、津波の危険にさらされる可能性がある。また、地震発生時の建物倒壊による二次被害のリスクも考慮する必要がある。特に、高齢者や障害者など、避難が困難な方への配慮が求められる。また、避難経路の確保や避難所の確保も重要な課題である。

理由として、この地域は、過去の地震や津波の被害に苦しんでおり、防災意識の高まりが期待される。しかし、現状の防災対策は、十分なレベルに達していない。特に、避難経路の確保や避難所の確保が課題である。また、高齢者や障害者など、避難が困難な方への配慮も重要な課題である。

結論として、この地域は、過去の地震や津波の被害に苦しんでおり、防災意識の高まりが期待される。しかし、現状の防災対策は、十分なレベルに達していない。特に、避難経路の確保や避難所の確保が課題である。また、高齢者や障害者など、避難が困難な方への配慮も重要な課題である。

(別紙)

意見／理由：記入欄

③	火災防	火災防	護	基	準	に	徹	格	に	従	い	、	難	燃	性	ケ	-	ブ	ル	に	電
④	火災防	火災防	護	基	準	に	徹	格	に	従	い	、	難	燃	性	ケ	-	ブ	ル	に	電
③	火災防	火災防	護	基	準	に	徹	格	に	従	い	、	難	燃	性	ケ	-	ブ	ル	に	電
④	火災防	火災防	護	基	準	に	徹	格	に	従	い	、	難	燃	性	ケ	-	ブ	ル	に	電
⑤	火災防	火災防	護	基	準	に	徹	格	に	従	い	、	難	燃	性	ケ	-	ブ	ル	に	電

方をすばさひある。

4/4

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 務中 (FAX: 03-5114-2179)

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:
氏名:
連絡先:

意見: 審査書案 99ページ、100ページ

原子力規制委員会は、この審査で 非難燃性ケーブルに 防火シートを巻く方法を認めているが、すべてのケーブルを完全に巻くことは不可能。また、本来、そのようは 防火シートなどを巻いて使用するべきでないケーブルをおおとしておき、放熱できにくくなり、これまでにない使用状況に陥るのは、危険である。表電のコードで過去来た状態で使用しないよう警告されている。まして、40年前に設置された古いものを、大量にそのまま使っていくことはきわめて危険。当初、東海第二原発を建造されたときには、原発の使用期限は30年でいはずをみり、ともそも20年延長して使用することは間違っている。

非難燃性ケーブルに 防火シートを巻く方法は、火災防護基準に規定されている 難燃性ケーブルの原則から外れている。このようは 例外措置を認めると緊急時に予測できない事象が発生することが考えられる。認めればならないことである。認めないでください。

郵送先: 108-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 官本

電話: 03-3581-3352 (代表)、03-5114-2111 (直通)

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 審中 (FAX: 03-5114-2179)

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:
氏名:
連絡先

意見: 99~100ページ

非難燃性ケーブルに防火シートを巻く方法を認めているが
新規制基準に規定された難燃性ケーブルの原則から
外れているのではないかと
このような例外措置は認めてはいけないと思う。

郵送先: 108-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宮本

電話: 03-3581-3352 (代表)、03-5114-2111 (直通)

原子力規制委員会へ。 パーコX

803F23

96p (火災による損傷防止)

新規制基準では難燃ケ-ブルにしようとしており
それができず 40年利用されて来た非難燃性
ケ-ブルを防火シートで覆うとの事。 以て劣化して
可燃物になる事を意図しているのでは。
厚紙だけは換気筒を利用する装置を付け、
その二層と万が一の事故を起させればなる
ない 燃焼を守りまは)

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中 (FAX: 03-5114-2179)

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:
氏名:
連絡先

意見: P98. 「火災防護基準は可燃天然ケーブルを使用することを要求している」とはつまり 可燃天然ケーブルと指定されているにもかかわらず
非可燃天然ケーブルであるのは、基準に適さないのではないかと。
P99. 「非可燃天然ケーブルを不燃材の防火シートを覆い、結束ベルトを押し固定する」とあるが、家庭でもテレビやパソコンのケーブルが熱いところを過ぎるために 束ねることを避けるのに
非可燃天然ケーブルを束ねることは、それさらにシートを覆うと 火熱を
妨げるのは、むしろ 火災を招く 不安があるのではないかと。

郵送先: 106-8460 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宮本

電話: 03-3581-3352 (代表)、03-5114-2111 (直通)

803F25

東海第二原発の再稼働に反対するパブリックコメント

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所：東京都町田市小山ヶ丘 2-8-11

氏名：多摩南生活クラブ生活協同組合

理事長 高塩徳美

連絡先 tel：042-798-4371

Fax：042-798-4376

Email：

○意見提出箇所(全体) 経理的基礎の判断

原子炉設置変更許可の審査では「経理的基礎」、つまり経営基盤の視点が含まれています。原電は1,740億円もの安全対策費を銀行から借り入れすることができませんでした。原電は、保有する4つの原発が動いておらず、東電、関電などからの「電気料金の基本料金(電力量ゼロの場合の料金)」でかろうじて破たんを免れている状況です。銀行が融資を断念した段階で、原電には経理的基礎はないと判断すべきです。

東電と東北電が経済的支援の「意向」を表明する文書を提出し、「借入金による調達の見込みがあることを確認した」ことになっていますが、そもそも東電には巨額の公的資金が注入されており、他社の原発を支援することは許されません。その費用は福島第一原発事故の被災者への賠償へ回すべきです。

○意見提出箇所(33～34 ページ) 防潮堤と地盤の液状化によるルート変更

原電は当初、原発敷地内で液状化が発生する可能性はない前提で「盛土防潮堤」を採用するとしていました。審査の過程で規制庁から液状化の可能性について指摘を受け、原電は否定していましたが、最終的に液状化の可能性を認め、地盤改良を行い支持杭形式の「鉄筋コンクリート防潮壁」を設置する方針としました。この設計変更により、低レベル放射性廃棄物埋設事業所が防潮堤の中に含まれるルートから周辺を避けるルートに変更されました。液状化が懸念される地盤に原発を立地すべきではないこと、防潮壁の設計変更により、敷地内に地下水が溜まり、水位を上昇させてしまうリスクが高まること、津波の発生時に低レベル放射性廃棄物の流出が懸念されること。以上の対策が明らかでないうちに設置許可が行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(402、416 ページ他) ブローアウトパネルの改善

ブローアウトパネルは、原子炉建屋に設置された開閉扉のことで、配管破損事故時に流出する水蒸気や炉心溶融事故で発生した水素が建屋に留まり、建物損壊や水素爆発を起こすことがないように開く設計になっています。また、「閉止の必要があるときは容易かつ確実に閉止操作ができること」が基準規則により要求されています。放出後は速やかに閉まらなければならないが、実施試験において扉のチェーン破損により完全には閉止しませんでした。改善策や再検証が行われない段階で設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(240～241 ページ) 水蒸気爆発の危険性

炉心溶融事故が発生し、原子炉圧力容器から溶融燃料が流出した場合、審査書案では、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としたうえで、「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断しています。東海第二原発の格納容器は MARK II 型であり、事故で炉心溶融が発生した場合、真下にあるのは水のため水蒸気爆発の危険性が高い構造です。実機の条件を網羅した実験は行われていないなか、設置許可は行なわれるべきではないと考えます。

○意見提出箇所(413 ページ) 高濃度汚染水への抑制対策

福島第一原発事故では、高濃度汚染水の一部が環境中に漏れ出しました。基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としています。格納容器上部が破損し放射能が放出した場合、原電の対策は、それを放水砲で叩き落とすというだけで、高濃度汚染水についての抑制対策がされていません。

○意見提出箇所(98～99 ページ) 難燃ケーブルへの代替

東海第二原発は、「非難燃ケーブル」が多く使われており、これを「難燃ケーブル」に置き換えることを要求しています。全長約 1,400km のケーブルのうち、「難燃ケーブル」もしくは「今後難燃ケーブルに取り換える」ものが 40%、「防火シートを巻く」が約 14% という内訳になっています。また、何にも対策しないケーブルが 45% 以上となります。防火シートで巻く対策では、防火シートを通してケーブルが加熱され、被覆材が熱分解を始め、条件次第では火災がケーブルに伝わって拡がり、消火が極めて困難となるといった状況が懸念されます。防火シートによって延焼は防げたとしても、被覆が損傷しケーブルの機能が失われ、プラントの状況がわからなくなったり、機器の遠隔制御が不能になったりする可能性があるため、火災防護基準に厳格に従うべきです。

○意見提出箇所(全体)

東海第二原発は、2018 年 11 月 28 日で運転開始後 40 年の寿命を迎えます。原発から 30 キロ圏内には最も多い 96 万人が居住しており、実効性のある避難計画がありません。重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切かつ実効性のあるものがどうかを確認する法的手続きがなく、審査の対象とされないのは重大な欠陥です。周辺自治体6市村と再稼働の事前同意について新協定を締結していますが、水戸市議会では6月に、「住民理解を得ないままの再稼働は認めない」とする意見書を可決しており、同意が得られる見通しは立っていません。また、福島第一原発事故の検証と事故被害者への賠償等が収束していないなか、福島第一原発と同型で老朽化している東海第二原発を再稼働させるべきではありません。

以上

原子力規制委員会 パワコX

P33 防潮堤は丈夫
 万が一 事故に起因して地下水が漏れ出す
 上昇圧力もしりか 施設がダメージを受けているか？
 防潮堤をつくらず金入れ 入りに耐えられるか？
 新向工に追加で下す

P402 フロ-アウトパネルは 試験で空いてはダメ
 そうでなければ
 放射能もたのぬりかあり 困ります

○ 先日 取手は 工事業者が 事故で
 詳細が ありました。

実態におよび 不可能なことも 詳細に
 ということではないか？ OKに耐えられるか？
 下す

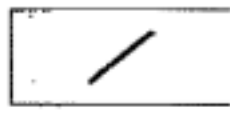
福島のア 事故でして 取手は 大変な
 あい 子もたのぬり 健康から心配
 事故は かつと 近いこと + 取手は安全では
 ありません

概説)

意見／理由：記入欄

東海第二原発は、福島第一原発と同型の古い
 原子炉であり、燃料供給が十分に行き届いていない。
 規制委員会には、避難計画が審査されていません。
 万が一が避難できる計画が作れるはずもなく、審査
 「合格」と認めるとはできません。
 自力で何もしない東京電力が支援を拒否する。許
 されることがないのに、規制委員会はこれを許す
 「合格」と言えました。でたらめな審査としかい
 えないと思います。
 東電のそのくそ国民の命を守ることに、規制委員会の
 本来の任務がはたかどうかが、何處もいってや
 避難ができていない原発は動かすまでにはありませ
 ん。と真剣に考えなくてはなりません。

（以下）
 東電のそのくそ国民の命を守ることに、規制委員会の
 本来の任務がはたかどうかが、何處もいってや
 避難ができていない原発は動かすまでにはありませ
 せん。と真剣に考えなくてはなりません。



IV-4.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び手順等

- ・ P416 c.6 行目 「泡消火を開始するまでの作業を計 5 名により」とあるが、申請書では泡消火を開始するまでの作業を計 8 名により対応することとなっている。

IV-1.2.2.5 溶融炉心・コンクリート相互作用

- ・ P158 5 行目 「なお、溶融炉心中の金属酸化物とジルコニア耐熱材との高温での反応の可能性を考慮した感度解析を実施した結果、コリウムシールドには 3.3cm 程度の侵食が生じるが、」とあるが、申請書では、ジルコニア耐熱材の侵食に関連する既往実験の知見を踏まえると、コリウムシールドには 3.3cm 程度の侵食が生じる記載となっている。
- ・ P261 (3) 10 行目 「加えて、申請者は、ジルコニア耐熱材の侵食に関連する既往実験の知見を基に溶融炉心中の金属酸化物とジルコニア耐熱材との高温での反応によるコリウムシールドの侵食開始温度の低下に加え、ジルコニアの伝熱物性値の温度依存性の不確かさも考慮した感度解析を実施し」とあるが、申請書では、ジルコニア耐熱材の侵食に関連する既往実験の知見を踏まえ 4cm の侵食を仮定し、これに加え、ジルコニアの伝熱物性値の温度依存性の不確かさも考慮した感度解析を実施している。

IV-1.2.3.1 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策

- ・ P265 ③ 「本想定事故において、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を全出力で 7 日間運転継続した場合に必要な軽油量は約 614.3kL、常設代替高圧電源装置 2 台を全出力で 7 日間運転継続した場合に必要な軽油量は約 141.2kL であり、合計約 755.5kL 必要である。これに対して、軽油貯蔵タンクに約 800kL の軽油を備蓄しており、対応が可能である。また、可搬型代替注水中型ポンプを 7 日間運転継続した場合に必要な軽油量は約 12.0kL である。これに対して、可搬型設備用軽油タンクに約 210kL の軽油を備蓄しており、対応が可能である。」とあるが、本事象以外の事象では、各軽油貯蔵設備の合計軽油消費量のみの記載を行っており、また、本事象以外の事象では緊急時対策所用発電機の燃料評価を行っているため、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び常設代替高圧電源装置 2 台を 7 日間運転継続した場合に必要な軽油量は合計約 755.5kL、可搬型代替注水中型ポンプを 7 日間運転継続した場合に必要な軽油量は約 12.0kL、緊急時対策所用発電機を 7 日間運転継続した場合に必要な軽油量は約 70.0kL である。これに対して、軽油貯蔵タンクには約 800kL、可搬型設備用軽油タンクには約 210kL、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクに約 75kL の軽油を備蓄しており、対応が可能であることを記載するのが適切と考える。

別紙

III-16 保安電源設備

- ・P181 (3) 7 行目 「離隔距離を確保した上で」とあるが、申請書では、近接した鉄塔を移設することを前提としていることから、「確保するとした上で」が適切と考えられる。

IV-4.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備及び手順等

- ・P399 ②19 行目 「原子炉格納容器漏えい率 (10%/日) 等」とあるが、申請書とともに提出された資料 (6 月 27 日 HP アップ資料 6-3) では、原子炉建屋ガス処理系に期待した評価(ケース 1)における原子炉格納容器漏えい率は、最大 1.6%/day となっている。

IV-4.18 緊急時対策所及びその居住性等に関する手順等

- ・P472 「(1)可搬型代替低圧電源車から給電するための設備及び手順等」とあるが、この項での可搬型代替低圧電源車は「緊急時対策所用」として重大事故等対処設備の可搬型代替低圧電源車とは区別して記載するのが適切と考えられる。

IV-1.1 事故の想定

- ・P150 表IV-1 「原子炉冷却材の流出量が最も大きいことから残留熱除去系系統切替え時のミニмумフロー弁操作誤りを選定する。」とあるが、申請書では他の原子炉冷却材流出事象と比べて事象検知の観点で厳しいことから、残留熱除去系停止時冷却注入弁の操作誤りによりミニмумフロー弁が自動開となる事象を選定する記載となっている。

IV-1.2.3.2 想定事故 2

- ・P267 ② c.2 行目 「崩壊熱による蒸発量である約 13m³/h」とあるが、申請書では崩壊熱による蒸発量は「約 16m³/h」となっている。

IV-1.1 事故の想定

- ・P141 ※10 3 行目 「安全機能への影響から 3 つに区分(T.P.+20m~T.P.+22m、T.P.+22m~T.P.+24m、T.P.+24m 以上)した。」とあるが、申請書では「安全機能への影響から 3 つに区分(T.P.+20m~T.P.+22m、T.P.+22m~T.P.+24m、T.P.+24m 超過)した。」となっている。また、「T.P.+24m 以上の場合は防潮堤損傷により」についても、申請書では「T.P.+24m 超過の場合は防潮堤損傷により」となっており、申請書と記載が異なる。
- ・P149 1 行目 「防潮堤損傷(津波高さ T.P.+24m 以上)」とあるが、申請書では「防潮堤損傷(津波高さ T.P.+24m 超過)」となっており、申請書と記載が異なる。

別紙

IV-1.2.5 有効性評価に用いた解析コード

- ・P289 (3) 「反応度の誤投入」の評価については、制御棒誤引抜き時の炉心の出力変化等を解析することが可能な APEX を使用している。」とあるが、申請書では APEX 及び単一チャンネルの燃料エンタルピを解析する SCAT (RIA 用) を使用しているとなっている。

IV-1.2.4.4 反応度の誤投入

- ・P285 2 行目 「原子炉圧力容器の蓋は閉止状態とし、原子炉水位は通常運転水位とする。」とあるが、RPV蓋の開閉状態や原子炉水位は特定していないため、この記載は不要と思われる。

IV-4.14 電源設備及び電源の確保に関する手順等

- ・P431 a.4 行目 「給電の確認等を計 3 名により、4 分以内に実施する。」とあるが、申請書では給電の確認等を計 1 名により、4 分以内に実施するとなっており、申請書と記載が異なる。
- ・P431 a.8 行目 「給電の確認等を計 4 名により、92 分以内に実施する。」とあるが、申請書では給電の確認等を計 3 名により、92 分以内に実施するとなっており、申請書と記載が異なる。
- ・P432 g.6 行目 「給油等を計 2 名により 110 分以内に実施する」とあるが、申請書では給油等を計 2 名により 120 分以内に実施するとなっており、申請書と記載が異なる。

IV-1.2.1.3 全交流動力電源喪失

- ・P165 5 行目 「さらに、「全交流動力電源喪失（長期 TB）」に直流電源の喪失及び原子炉隔離時冷却系の本体故障」となっているが、TBD は直流電源の喪失が重畳するシーケンスであり、TBH は原子炉隔離時冷却系の本体故障による高圧注水失敗が重畳するシーケンスであるため、「直流電源の喪失又は原子炉隔離時冷却系の本体故障」が適切と考えられる。
- ・P166 ③6 行目及び P175 ③7 行目 125V 系蓄電池 A 系のみが記載されているが、逃がし安全弁（自動減圧系）による減圧は、125V 系蓄電池 A 系もしくは 125V 系蓄電池 B 系どちらかの給電により可能であり、申請書では A 系及び B 系を重大事故等対処設備として位置づけている。

IV-1.2.1.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA）

- ・P210 ※32 2 行目、4 行目 「自動起動に期待できないため」となっているが、申請書では「保守的に機能喪失としたため」となっており、申請書と記載が異なる。

別紙

IV-1.2.1.8 過渡浸水による最終ヒートシンク喪失

- ・P216 ③6 行目 125V 系蓄電池 A 系のみが記載されているが、逃がし安全弁（自動減圧系）による減圧は、125V 系蓄電池 A 系もしくは 125V 系蓄電池 B 系どちらかの給電により可能であり、申請書では A 系及び B 系を重大事故等対処設備として位置づけている。

IV-1.2.5 有効性評価に用いた解析コード

- ・P288 ①-1 2 行目 「「高圧注水・減圧機能喪失」、「全交流動力電源喪失」、「崩壊熱除去機能喪失」、「格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA）」の評価」とあるが、申請書では「高圧・低圧注水機能喪失」、「LOCA 時注水機能喪失」についても SAFER を使用しているとなっている。

IV-1.1 事故の想定

- ・P150 表 IV-1 「高圧注水・減圧機能喪失」の「選定理由」にて、「高圧・低圧注水機能喪失と同一の選定理由となる。」とあるが、申請書では「起因事象として抽出された「過渡事象」、「通常停止」、「サポート系喪失」のうち、事象進展が早い過渡事象を選定する。」となっており、申請書と記載が異なる。
- ・TBD と TBU を分けて記載しているが、申請書では一つの事故シーケンスグループとしている。

IV-4.10 水素爆発による原子炉電扇等の損傷を防止するための設備及び手順等

- ・P400 9 行目 「計測誤差を考慮した上で、0～20vol%を計測範囲としている」としているが、申請書では、0～10vol%と 0～20vol%の計測範囲の 2 種類の濃度計となっている。

IV-4.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備及び手順等

- ・P426 ①及び② 「可搬型代替注水中型ポンプの起動等を計 10 名により」となっているが、申請書では可搬型代替注水中型ポンプの起動等を計 9 名となっており、申請書と記載が異なる。

IV-4.15 計装設備及びその手順等

- ・P441 表 IV-4.15-1 の「最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）」欄に「フィルタ装置スクラッピング水温度」の記載が漏れていると思われる。

III-4.2.3 外部火災に対する設計方針

- ・P84 イ.6 行目 「これらを基に設定している。」とあるが、申請書では、これらを基に設定していることに加え、卓越風向については、より発電所周辺の状況を考慮するため、発電所の過去 10 年間の観測データも参照しているとなっており、申請書と記載が異なる。

別紙

- ・P87 「b.発電所敷地内の危険物による火災の設定」とあるが、申請書では、発電所敷地内の危険物による火災及び爆発の設定について記載している。また申請書には、発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等のガス爆発を想定し、危険限界距離を算出している旨を記載しており申請書と記載が異なる。
- ・P91 11行目 「再循環運転」とあるが、申請書では「閉回路循環運転」となっており、申請書と記載が異なる。

Ⅲ-3.2 耐津波設計方針

- ・P63 「鋼製防護壁の可動式止水板については、1ブロック規模の振動試験を実施し地震時の変位追従性を確認する方針であること、また、止水対策の多重化については、一次機構である可動式止水板及び二次機構である止水膜等を設置する方針であることを示した」とあるが、鋼製防護壁の可動式止水板については、2ブロック規模の振動試験を実施し地震時の変位追従性を確認していること、二次機構にはシートジョイントを採用する方針であることから、「鋼製防護壁の可動式止水板については、2ブロック規模の振動試験を実施し地震時の変位追従性を確認する方針であること、また、止水対策の多重化については、一次機構である可動式止水板及び二次機構であるシートジョイント等を設置する方針であることを示した」が適切と考えられる。

以上

803F29

P187～P193 残留熱除去系が故障した場合の対応について意見を提出します。

申請者（日本原電）は、本事故の場合、原子炉格納容器が先行破損に至る。原子炉格納容器への注水の継続ができなくなると、炉心が露出し、炉心損傷に至る（つまり、メルトダウンして、放射性物質が压力容器外へ放出されてしまう事故を想定している。）

その対策として、「格納容器圧力逃がし装置または耐圧強化ベント系のいずれかを用いる。・それぞれサプレッション・チェンバ側及びドライウェル側の2経路がある」とあります。つまり、過酷事故の場合、本来閉じ込めておくべき放射性物質をふくむ気体を格納容器外のフィルターに導き、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベントを通すことにより、外部に流出する許可を求めるものであります。

福島原発事故においては、格納容器の圧力上昇による爆発を防ぐため、ベントをおこなおうとしたが、測量計が狂っていたり、放射能が高線量のため、人が近づけなかったり、大規模な作業の遅れが生じ、しかも作業員の放射能被曝を強いながらの作業となった。最終的に、メルトダウンして、大量の放射性物質をまき散らす自体となった。

その原因と対応策についていまだにその全容は解明されていない。さらに作業員が近づくこともできない過酷な自体になっていたかもしれないことが想定されている。

こうした状況のなか、東海第二原発において、過酷事故が起きたときに、外部へのベントによる放射性物質の流出を認めること自体、放射性物質を5重の壁により閉じ込めると公言してきたことを根本から覆すものであります。

この格納容器圧力逃がし装置または耐圧強化ベント系による各種時系列、条件下での対応の設定は、地震、津波等により計器が故障していたら正常な判断ができない、または、作業員が近づけないほどの放射線量になっていたら手動によるベントの作業ができないか、大量被曝しながらの作業となり、人数を準備すれば、解決する問題ではないと考えます。

仮に、格納容器圧力逃がし装置が作動しても、格納容器外での非常時のケーブル火災、破損等による漏洩が発生した場合の想定がされていない。高温高圧下では十分考えられることだと考えます。

また、P190 において、規制委員会として、「格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系使用時の敷地境界での実効線量」をシュミレーションし、「5 mSV を下回る」としている。かつ、ベントしないときのほうが実効線量が高くなる。とあります

つまり、過酷事故においては、ベントすることにより、放射線量が軽減されるから、「周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない」といいかえると、ベントしても発生する放射線については認めると読み取れます。

さらに規制委員会の見解としても、P192で、「申請者が使用した解析コード及び解析条件の不確かさを考慮しても、解析結果が評価項目を概ね満足することに変更がない」とあります。（下線筆者）これは、申請者の解析条件等の設定の甘さを認めるもので、「概ね」といった、科学的でない表現でくくられる適合審査は、適合とはいえないと考えます。

2/2

803F30

(別紙)

意見／理由：記入欄

許 東 京 電 力 以 東 海 才 = 原 張 に 資 金 を 投 入 可 多 こと 以
 金 東 京 電 力 の 使 者 と し て 福 島 原 子 力 事 故 知 理 の た め に は 莫 大 な 税
 だ 東 京 電 力 の 収 入 と し て 福 島 原 子 力 事 故 補 償 金 を 投 入 可 多 こと 以
 事 の 設 置 可 多 こと 以 上 福 島 原 子 力 事 故 補 償 金 を 投 入 可 多 こと 以
 う へ こと 以 上 福 島 原 子 力 事 故 補 償 金 を 投 入 可 多 こと 以
 る こと 以 上 福 島 原 子 力 事 故 補 償 金 を 投 入 可 多 こと 以



原子力規制委員会御中

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集についてのパブコメ

2018年8月3日

原子力規制庁と原子力規制委員会は、2011年の東電福島第一原発のメルトダウン過酷事故を踏まえて設立されました。しかし過酷事故の原因究明がされないなか、既に9基の原発が再稼働し、2018年になって漸く炉心溶融物、デブリの鮮やかな写真報道がありました。このデブリは近づくと数秒もしないうちに人間が死にいたる高線量放射能の巨大な塊です。デブリについて処理処分の方策は手探り状態であり公には何も決まっていません。この状態で日本の原発は世界最高水準などと言っているのでしょうか。以下東海第二原発は新規制基準に適合するとした、貴委員会にコメントを一言申し上げます。

規制委員会は地震に対して地盤や津波に対する規制およびガイドその他の基準に対して申請者は「ガイドを踏まえているとか、設置許可基準に適合するものと判断しているとか、手順書を整備する方針としている」などと、全てに申請者の主張を適切なものと判断しています。

①関係法 3.4.5.条 地震について

地盤調査は航空写真や起振装置を使って15万年前から40万年前の活断層を調査しました。しかし実際には活断層がない（調査出来ない）ところで地震が起こります。地球誕生以来の地殻変動の歴史を考えると、地震に対して安全な原発立地はないと考えるのが科学的ではないか。特に世界の地震多発国は日本です。東電の過酷事故は地震によって夜ノ森の送電線の倒壊が引き起こしました。送受電線の経路についても地盤調査すべきではないでしょうか。

②防潮堤について

委員会は原電がガイドラインに従った防潮堤の設計の説明について了承しています。巨大地震・津波に対して防潮堤の性能の実証はされているのか。また低レベル廃棄物施設を防潮堤の外にしているが内に組み入れるべきではありませんか。

③フィルター付きベント (P374)

フィルターを2重にして98%~99.9%の除去率を示していますが、環境に放射能を出さないためにフィルターは3重4重にした方がよいと考えます。

④航空機の落下

法では人為事象で原発が損なわれないこととなっていますが、航空機の落下について確率が低すぎるので考慮する必要がない (P94) としています。しかし、9.11のように人為的な落下について考慮し、格納容器を2重にするとか、最外部の壁の強化が必要ではないでしょうか。航空機ではありませんが宇宙からの落下物、隕石は最近ロシアで被害を出しています。

⑤第6条関係 (P87) 外部からの事象による設計方針

委員会は近隣の産業施設の火災に爆発について審査しました。これは東京ガスの23万キロリットルガスタンク2基の評価でしょうか。世界一の容量のガスタンク2基が約2キロメートルにあるところで、古い型の被災原発を再稼働させるのはリスクが高すぎます。新設予定の緊急時対応施設は587区画の自方監園が隣り合わせになり、容認できません。 以上

803F32

(別紙)

意見／理由：記入欄

ずごに阪神大震災以後、基準地震動を越える地震
 が5度元原をのこす。これは、
 阪神大震災以後日本は地震の活動期に入、たこと
 は丹内県の通説です。
 宮城県の山中では4000ガルを越える地震も起すとい
 ます。
 元原の最地内帯の活断層のある、なしと問題にさ
 れていすか、活断層はと全くおしところでも多く
 の地震が起す。と、と自然の脅威に講慮に
 なるべきだと思います。
 人口密集地の東海や2でもし大事故が起、たらと恐
 惧して下さい。規制委員会に責任をとれるのですか。

意見／理由：記入欄

私は東京に住む一市民です。
原子力規制委員会は国の一つの大審判委員会です。
でも原子力規制委員会はここを向いて仕事をしています
のではありません。

一内閣のオファーを向いて仕事をしていますとしか
思いません。

2011年3月11日、東電の福島原発の(東京電力)
事故は、日本の何れもが収束していません。
規制委員会のあり様も大いに懸念して、まずね
まずは福島で起るべきと始末をすべきに終るべ
きです。

菅首相はコントロールは出来ません！と云うと

出来ますか？このことをすべてこのコントロールが出来
ません。事故処理は多岐にわたります。

次に全国の原発を再稼働させようとするはありませ
ん。

国民はみえます。規制委員会の現内閣の言う通
りに動くべきです。

このことは驚くべきことですが、世界中で世界
の中心をひっくり返し、悪い印象ばかりか次々とし
て来
ます。

まじもな規制委員会のあり様を徹底的に検討下さい。

東海第二の原発を再稼働させようは死罪です。

803F34

(別紙)

意見／理由：記入欄

私は東京に住む一市民です。
 東海第二原発が40年に向かおうとしているのに、さら
 に20年延長で再稼働させることになり驚きです。
 2011.3.11のあの福島で東京電力事故の時、
 やはり被災した原発と、いままたつくろ
 東海村は東京から10kmと近い原発です。
 うまく行くと思えば、あの福島は出来事ま
 す。このほかには、地震、津波、大雨、
 を頭に入れて考えないといけないと思

東海第二原発は、日本原電が東京電力から債務保証
 し、これも再稼働すると新原子炉も稼働
 東京電力は税金をたくさんつかってまた
 ないこのことも未解決です。そのよう
 東海第二に反対です。

東海第二は非常に弱い地盤に立っていることを
 大問題です。

原子力規制委員会検討中ても致命的な欠陥、可燃性
 燃料もまた完全に交換できな
 規制委員会はこれに向いて
 事故が起きたら国民が
 避難も志つかしいです。

そしてこのように原子力
 人間の手にまかせないよ
 東海第二原発再稼働反対

803F35

(別紙)

意見/理由：記入欄

国際的には太陽光発電の電気は1kw当り2日uc分
 と言われている。先んずくは危険な原発を動か
 すべきだ。動かせば手に負えない使用済核燃料
 が残り、事故のリスクは計り知れません。
 事故でどれだけの人が苦しむのか、被災者
 への苦しみは。原発のリスクは暗さ、陸地
 誤、まさにホクシンが場力と同じです。
 早く目を覚ましてほしいです。

意見/理由: 記入欄

審査書第P99の『非難燃ケーブル(燃えにくい)』
 の使用を防火シートを巻けばよいとしたのは、規制
 委員自身が規定した『稼働する原発は不燃ケーブ
 ル(燃ない)を使用する事』と云う火災防護基準が
 ら完全に外れている。この様は例外を認める決定は
 極めて災害発生を高める危険判断である。

68年東京工業大学を卒業後、福島第一などの原子炉
 圧力容器の設計に関わった田中三彦氏は、建設した
 当時から『日本原電』という会社は安全第一の思想
 に基づいて原電を設計していった。通常運転のみ
 耐えられるレベルの設計でトラブルに対しては低工
 スト優先で、そこそこの安全対策していったのか実
 態と、11年6月に福島瑞穂議員との対談で証言。

安定した実験室内で防火シートの有効性が実証さ
 れたとしても、防火シートによる安全性を認めるバ
 ンクではない。

3.11当時地震のみで福島第二の周りのモニタリング
 ポストの値が跳ね上がっていた(津波到達前の時点
 で)と事実確認されている。地震のみで福島第二
 二から放射能を放出するトラブルを起こしていた事
 実がである。

この事例からも稼働開始から40年も経過する老
 朽化した東海第二も、当然20年も延長すべきような
 設計にはなっていない。この田中三彦氏の指摘は納得
 できる。3.11当時地震のみで放射能を発生し、手動
 で170回もベニンとして手動で爆発を免れたボク

の東海第二。設計当初からコストを理由に、安全第一の設計になっという東海第二はケーブルのみならず、全ての部品が老朽化している現実を直視するべきである。

例えば大学に進学して生まれ始めて一人暮らしをする長男に、40年前購入し、倉庫に眠っていた旧式のトースターをアパートで使えと、渡すのだから、表面が劣化しているフードに防火シートを巻けば安全だからと、長男の生命を危険にさらしてまで節約をせよのだから。

今回防火シートは燃えださなくても、老朽化したケーブルの内部で破断したり、原子炉建屋の地盤が沈下しケーブル自体が破断する可能性もある。これらのケーブルを全く除外して、事故発生の際は、また「想定外」との言い逃れをする「想定」なのであるか。

規制委員会の不燃ケーブルを使用という点をクリアするには、東海第二の場合ケーブルの交換は、原子炉自体を解体して作りかえなくしては不可能とされるから、この様に防火シートで過剰合わせで乗り切ろうとするだろうか。

不燃ケーブルの使用という規制は、今後建設される原発が対象で、40年前に建設された東海第二はこの基準の対象にはならないなどと言う「日本原発」の区分は認められない。

「日本原発」は保持する三基の原発のうち既に敦賀第二は廃炉作業に入り、敦賀第二は地下にあり断層ゆえに再稼働の見込みがなつという状況である。唯一の資産であり東海第二を動かさないと破綻するがとの理由で、東海第二の再稼働など有り得ない。

現在東海村は、全国の原発から集められた、ブルトニウムの貯蔵庫に多い地域となっていて、その他、1999年臨界事故を起こしたJCOに類する換気係の施設が集中している。

地震のみではなく、自然災害や戦争による爆撃やテロによる爆撃や、電線切断事故や、周辺の異常気象による大災害が発生したとしても、東京も福島県と同様に人間が住めない極限地帯になりかねない。

ゆえに今回の規制委員会の東海第二の再稼働認可の判断は原則を無視した誤りであり、認められない。

原子力規制庁原子力規制部審査グループ
実用炉審査部門宛。

803F38

「東海第二原発についての意見」

再稼働に反対します。
日本は地震が頻発する何故にも
折り重なったプレートの上に位置する国が
す。チェルノブイリにも匹敵する東日本
福島原発事故も経験しているのに、なぜ
再び東海第二を稼働させるのですか。
ドイツでは日本の事故に学ぶ原発ゼロ
に向けて舵を切っています。それなのに
我国は経験に学ぶ。原発利用への
道を邁進しようとしている。何かおかしくあり
ませんか。我々の子孫に負の遺産を
のこさないでください。

このFAXはすぐ破りすべされると想像します。
しかしこうした意見が国民の多数にあつて
知識をこれ子孫に伝えておきたいです。

福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていません。福島第一原発と同じ沸騰水型で老朽化し、しかも東日本大震災で被災している東海第二原発を動かすべきではありません。

茨城県民の多くが反対しており、周辺の自治体で反対決議が上がっています。30キロ圏内の96万人を避難させることはできません。

再稼働の同意は困難であり、多額のお金を無駄に工事につぎ込む前に、廃炉を決めるべきです。お金は、福島第一原発事故の賠償にあててほしいと思います。

803F40

(別紙)

意見/理由

III-4. 2. 2 火山の影響 に対する設計方針／

5. 降下火砕物による影響の選定 について p.78

赤城山が噴火した場合、火山灰が東海第二原発まで到達することが想定されます。過去には40cmほど降り積もったと言われています。

規制委員会の2017年7月19日会合では火山灰の影響評価に用いる火山灰濃度を以前の100倍規模に引き上げる方針が決定されました。東海第二原発の非常用は野ざらして配置されています。フィルターの基本設計も含めて火山灰の濃度の影響調査をこの決定に基づき見直す必要があります。

これをおこなわないままに、審査書案が出されているのはどうしてでしょうか。火山国、この日本で火山灰に対して、想定をした濃度の影響で十分な検討、評価をせずに設置許可審査をおこなうことは許されません。非常用ディーゼル発電機の設置場所を屋内にするべきですし、火山灰に対応できるフィルターを設置するべきです。

803F41

(別紙)

意見／理由：記入欄

一 原発の再稼働は放射性廃棄物を発生させる
 生半く余分に発生させる放射能、放射は廃棄物を
 無責任化する技術は無い、現在、再稼働は将来に
 在る事に在る。倫理的に認めらるべき。
 一 福島第一原発事故は決して速くこらえられ、検証も
 遅く、このまま、福島第一原発と同等の老朽炉で改
 修工事か改修の事は、このまま、このまま、このまま
 一 国の自治体多くの自治体も反対している。
 96万人など、このまま、このまま、このまま
 一 再稼働のための工事に多額の税金を無駄に
 事故の賠償にあてるべきと思う。税金は福島原発
 一 地盤の液状化と防潮壁の問題 (P34)
 一 老朽化の重なり、炉内構造物、原子炉圧力容器
 一 緊急時対策、耐震構造の問題 (P445~)
 一 高濃度汚染水対策のあり(調査書P413~)
 一 日本原電には経理的基礎はなく原子力防災計画も
 不十分である。
 以上 東海第二原発の再稼働は認めず、事故の
 調査も徹底し、安全に反対する。

1/1

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 庶中 (FAX: 03-5114-2179)

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設備変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:
氏名:
連絡先

意見:

審査書案 135~1473 p-2
 全体はわかり、特に格納容器圧力逃かし装置を稼働させた
 場合、Xe-133等の希ガスは排出される。タイムセーバー的に住民
 の避難と連携させた事故対応策が必須である。
 しかし、住民避難策については書かれていない。とりわけ
 格納容器圧力逃かし装置を稼働させた場合を想定している
 こと自体が、住民との約束違反である。原子炉内部のものは
 どこからか外に出ることはしないはずなのに、逃げ出すか。
 そのような危険な状態にもなりうるとして、再稼働させよう
 というのは、間違っている。どうして許可できるのかを説明しなさい。

郵送先: 106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 庶

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 官本

電話: 03-3581-3352 (代表)、03-5114-2111 (直通)

意見/理由：記入欄

昨	身	の	柏	崎	川	羽	京	発	に	奥	可	る	貴	委	員	会	の	審	査	書	案	
ハ	の	バ	リ	コ	メ	ン	ト	と	し	て	、	追	加	の	要	素	の	想	定	事	故	
欠	落	が	あ	る	旨	の	分	布	の	変	動	に	伴	う	反	応	度	投	入	事	象	
と	し	て	上	げ	た	の	は	、	一	つ	は	「	地	震	時	の	原	子	炉	容	器	
冷	却	水	は	「	シ	ロ	Ｃ	Ａ	時	に	緊	急	炉	心	冷	却	水	(Ｅ	Ｃ	Ｃ	
う	一	つ	は	伴	う	反	応	度	投	入	考	え	方	」	で	は	、	い	ず	れ	も	考
注	入	に	費	と	て	可	が	疑	義	と	同	型	の	Ｂ	Ｗ	Ｒ	で	あ	り	、	東	海
付	す	る	こ	は	柏	崎	川	羽	京	発	と	採	用	さ	れ	て	い	る	と	考	え	ら
要	と	の	考	え	方	」	の	採	用	さ	れ	て	い	る	と	考	え	ら	れ	ま	す	の
ニ	発	考	え	方	」	の	採	用	さ	れ	て	い	る	と	考	え	ら	れ	ま	す	の	で
の	考	え	方	」	の	採	用	さ	れ	て	い	る	と	考	え	ら	れ	ま	す	の	で	、
こ	こ	に	再	度	考	え	方	」	に	対	す	る	全	般	的	な	感	應	を	可	が	、
ま	す	「	考	え	方	」	に	対	す	る	全	般	的	な	感	應	を	可	が	、	直	径
軽	水	炉	の	基	本	臨	界	量	が	大	型	炉	の	炉	心	寸	法	(直	径	約	5
m	高	さ	約	4	m)	に	比	べ	て	極	め	て	小	さ	い	、	と	い	う	事	故	の
寒	が	十	分	周	知	さ	れ	て	い	な	い	の	で	は	な	い	か	、	と	の	危	険
を	持	ち	ま	し	た	。制	御	棒	が	無	い	場	合	、	常	温	の	水	に	浸	さ	る
れ	に	炉	心	は	約	40	cm	立	方	、	高	温	水	(密	度	約	0.7	g/cm ³)	界	限	に
で	は	約	50	cm	立	方	の	大	き	さ	で	連	鎖	反	応	が	自	然	に	起	る	臨
に	な	り	得	ま	す	。そ	し	て	、	50	cm	立	方	の	体	積	の	一	辺	が	10	cm
増	す	た	け	で	約	2	%	の	反	応	度	が	炉	心	に	投	入	さ	れ	ま	す	。こ
こ	れ	は	炉	出	力	が	瞬	間	的	に	上	昇	す	る	却	発	臨	界	反	応	度	に
対	し	て	ウ	ラ	ン	炉	心	で	は	約	3	倍	、	MO	X	炉	心	で	は	約	4	倍
倍	に	も	な	り	ま	す	。つ	ま	り	、	危	険	な	現	象	は	大	型	炉	心	の	一
大	い	領	域	で	起	る	必	要	は	な	く	、	数	百	分	の	一	程	度	の	小	さ
い	領	域	が	問	題	に	な	る	と	い	う	こ	と	を	意	味	し	て	い	ま	す	。こ
の	こ	と	を	ふ	ま	え	て	上	記	ニ	っ	の	反	応	度	投	入	事	象	に	対	し
奥	可	る	考	え	方	」	に	対	す	る	全	般	的	な	感	應	を	可	が	、	直	径

(別紙)

意見／理由：記入欄

1.	地震時の原予炉容器内冷却水密度分布の変動に伴う反応度投入事象
①	水平方向の加速度の場合、「考え方」では、炉心基模でのスロウダウン様の流動振動に発展する必要がある。この見解では、炉容器に対して大きな変位型地震動が一度加わるだけで、上下部プレナムの冷却水が一方方向に集まり、その領域の炉心内で沸とう開始するおそれがある。おそれがあると考えられる。
②	鉛直方向の加速度の場合、「考え方」では、強制対流によるチャンネルボックス内の流速は十分速く、地震加速度の影響は十分小さい。この見解では、チャンネルボックス下部の沸とう寸前の熱水に上下方向の交代圧が作用すると、沸とう開始より下方で突発的な沸とうが生じてその上の熱水を炉心上方に押し上げるおそれがあると考えられる。
	なお、現在、地震地帯で稼動しているBWRは世界中に存在しないと思います。地震地帯に属するわが国でどうしてもBWRを動かす必要があるという事になる、少なくとも、本件地震時の冷却材流動現象について、机上論ではなく、実験による系統的な知見を得る事が先だと思えます。
2.	LOCA時のECCS水注入に伴う反応度投入事象
	LOCA時に何らかの原因でECCS水注入が沸水で炉心が過熱された場合、「考え方」では、制御

(別紙)

意見／理由：記入欄

棒が溶け落ちる状態(約1200℃)では燃料棒(ジル
 カ口イ被覆管の融点(約1850℃)は損傷してあり、
 炉心の幾何学的形状が維持されることは考えられ
 ので反応度投入は考へられない。この見解ですが、
 部分的に幾何学的形状が維持されることは否定でき
 ません。また、「ほう酸水注入系」により炉心損傷
 後の未臨界を維持するとのことですが、炉容器底群
 が既に損傷していた場合注入したほう酸水が漏れ
 してしまふことはないのでしょうか。

なお、被覆材溶融温度が燃料棒より制御棒で600
 ℃以上も低いという著しい不安全隐患を放置するの
 は設計思想上許されないと考えます。福島事故の経
 験をふまえて、全てのECCS水とほう酸水入りとし
 いたどの系統が自動作動しても反応度事故に到らな
 いよう備えることは最低限の対策だと思えます。

以上

803F44

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中 (FAX: 03-5114-2179)

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所：
氏名：
連絡先

意見：

東海第2原発のケーブル問題について
 全て難燃ケーブルに換えるくはりけません
 電気設備基準では燃えるケーブルは使っては
 りけなッし
 やもえなッ場合にはしても1本体にシートを
 巻かなくはりけなッ
 ドクトごとでは中に酸素が入ってしまッ
 なおとら重大火災を誘発する
 てきもうな審査で事故を起こせなッで
 くださッ

郵送先：106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛
 (問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宮本
 電話：03-3581-3352 (代表)、03-5114-2111 (直通)

(別添)

意見／理由：記入欄

□老朽化が進んでいる

東海第二原発は、2018年11月28日に運転開始40年の寿命を迎えます。再稼働のためには今回パプコメの対象となっている、原子炉設置変更許可に加えて、11月28日までに運転期間延長認可とその前提条件となる工事計画認可を取得しなければなりません。運転期間延長の審査は始まっていて、原子炉の特別点検や劣化評価などが行われていますが、既にさまざまな問題点が浮かび上がっています。このような状況で、再稼働の手続きを進めるわけにはいきません。

◆炉内構造物（シュラウド）のひび割れが進む

炉心シュラウドは原子炉内にあるステンレス製の筒状の構造物ですが、中性子がある値（しきい照射量）以上浴びるとひび割れが進みやすくなります。

原電によると、東海第二原発の炉心シュラウドにしきい照射量を超える箇所がありました。そこで、初期欠陥を想定してひび割れの評価を行いました。すると最短で5.2か月でひび割れが基準値を超えるとの結論でした。

シュラウドの点検周期は10年ですが、原電は中性子照射量が多い部分は約4.6年間隔で目視点検を実施するから問題はないとしてい

ます。目視点検というのはビデオカメラによる映像の確認ですが、ひび割れを見落とすこともあり、またカメラが入れない箇所もあります。このような状況で再稼働は認められません。

◆原子炉圧力容器の脆性破壊のおそれ

原子炉圧力容器は中性子を浴びると粘りを失い脆くなっていきます。脆化した材料が冷水を浴びるなどして温度が下がると、一気に破壊されてしまう恐ろしい現象が脆性破壊です。

原電は、中性子脆化の状況を把握するために、材料の試験片を入れ、ときどき取り出して試験を行っています。また、脆化の予測式を立て、脆性破壊を起こす温度が、運転時の温度より低いことを確認しています。

しかし、原電が運転開始時に入れた5つの試験片はあとひとつしか残っていません。40年で終わるつもりでいたことを表しています。予測式は最大で27℃で、最低使用温度である53℃に迫っていますし、そもそも予測式があてになる保証はありません。

意見／理由：記入欄

□非難燃ケーブル使うの？（審査書案 P99）

古い東海第二原発は、「非難燃ケーブル」が多く使われていました。火災防護基準はこれを「難燃ケーブル」に置き換えることを要求しています。ところが原電は、難燃ケーブルでなければならぬ場所についても、非難燃ケーブルに「防火シート」を巻いたものを使うとしています。

防火シートで巻く対策では、防火シートを通してケーブルが加熱され、被覆材が熱分解を始め、条件次第では、火災がケーブルに伝わって拡がり、消火が極めて困難となるといった状況が懸念されます。また、防火シートによって延焼は防げたとしても、被覆がダメになり、ケーブルの機能が失われ、プラントの状態がわからなくなったり、機器の遠隔制御が不能になったりする可能性があります。火災防護基準に厳格に従うべきです。

□緊急時対策所が免震構造でない（P465～）

事故時の指揮所について、福島第一原発事故では免震重要棟が用いられました。国会に呼ばれた当時の東電清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁しています。しかし原電は、東海第二原発の事故時の指揮所となる緊急時対策所について、免震構造ではなく、耐震構造にする方針です。

基準規則 61 条は「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにする」ことを要求しています。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことです。免震機能は必須です。

□高濃度汚染水対策がない（審査書案 P413～）

福島第一原発事故における高濃度汚染水は、原子炉の冷却水が溶融燃料に触れ、格納容器下部の破損口から流出して生じました。一部が環境中に漏れ出しました。また、建屋に入り込んだ地下水が混ざることにより、大量の汚染水が生じています。

基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としていますが、原電の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけで、高濃度汚染水という形態での放射性物質の放出についての抑制対策はありません。

意見／理由：記入欄

□日本原電に経理的基礎はない

原子炉設置変更許可の審査には「経理的基礎」含まれます。原電は、保有する4つの原発が動いておらず、東電、関電などからの「電気料金の基本料金（電力量ゼロの場合の料金）」でかろうじて破たんを免れています。多額の借金を負っている原電は、東海第二原発を再稼働させるための1,740億円（これでは済まな支援の「意向」を表明する文書を提出しました。

それも当初は債務保証でしたが、後に電気料金の前払いが加わりました。銀行が債務保証付きでも全額の融資はできないと断ったので、東電が銀行の代わりに資金を差し出すということです。

規制委は、「借入金による調達の見込みがあることを確認した」（申請書の基準への適合について（案））としています。しかしこの支援には、この原発で利益を上げるなどの前提条件がついています。また、巨額の公的資金が注入されている東電が他社の原発を支援することは許されません。被災者への賠償にまわすべきです。

- ・ 銀行が融資を断った段階で、原電に経理的基礎はないと判断すべき。
- ・ 東電は、ADRの和解案を蹴ってまで、被災者への賠償を値切っているのが実情。東電が銀行に代わって資金を差し出すなど

03-5114-2178 1/2

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡:

意見提出箇所

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」(以下「(案)」とする)に対する意見を以下に提出ページごとに列挙します。

28 ページ「4. 荷重の組合せと許容限界の設定方針」に関して、

4 (1) ①1行目から2行目にかけて

「常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対する評価において、」等、様々に作用する荷重・応力を念頭において、許容限界を設定しているが、建築構造物の経年劣化によって、地震耐力の低下が懸念されるが、経年劣化に関してはどのように評価をするのか？わかりやすく書くべきだ。

30 ページ (2) 機器・配管系①の上から5行目

「その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。」とある。

が、ここでいう破断延性限界のひずみの具体的な数値を教えてください。また十分な余裕は破断延性限界の何パーセントを想定しているのか？判り易く書くべきだ。

30 ページ (2) 機器・配管系②の上から5行目

「応答が全体的におおむね弾性状態にとどまること」とあるが、建物全体が揺れた時に建物の中で応力に不均一が生じる心配はないのか。つまり、配管の(特に)継ぎ目等に応力が集中し破断する可能性はないのか、考えを教えてください。

また、応力が弾性状態にとどまるということは、変形は弾性変形だけつまり可逆的に元に戻る変形しかなく、塑性変形は想定していない、ということでしょうか。

また、一般の建物を考えてみても全体的におおむね弾性状態にとどまったと考えられるような(倒壊も変形も余りしていないように見える)建物であっても、内部はぐちゃぐちゃということはよくある。弾性状態というのは一体どのような状態を指すのか？明確に指し示

すべきだ。

30 ページ (2) 機器・配管系①の上から6行目

「その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。」とあるが、そもそも論であるが、Aの基準を設けるのに、「Aの機能に影響を及ぼさない」という書き方はよくわからない。Aの機能に影響を及ぼさないための基準を書いているのであるから、Aの機能に影響を及ぼさないように基準を設定するのは当たり前ではないのか。

別の発電所(例えばBとする)で、ある地震が起きた時に壊れなかったという実績があるから、その実績に基づいて、Bで用いられた基準をAでも採用します、などの具体的な事象・実験結果があるのならば、それは説得力がある。しかし、実験結果があるわけでもなく、過去の何らかの地震のデータを援用するというわけでもなく、東海第二原発で破壊実験が行われたわけでもないのに、「機能に影響を及ぼさないように基準を設定しました」、といわれても、これを丁寧な説明であると認めるわけにはいかない。卓球の球の基準は、卓球板に落とした時に弾性係数が1であることであるが、これはつまり、きちんと跳ね返って卓球が出来ればいいのだというような基準の設け方である。卓球のような単純な現象であればそれでもいいが、複雑な建物、機器、配管の場合に、「機能に影響を及ぼさないように基準を設定しました」というような説明では私は納得できない。

31 ページ (3) 津波防護施設、浸水防止設備等

に関して、津波による海水が防護施設を乗り越えて入ってきてしまった場合に、防護施設があると却って海水が排出されないのではないか。その際の、対策は考えてあるのか。教えて欲しい。

59 ページ e. 取水口付近の漂流物

当該原子力発電所の北に位置する日立港、南に位置する常陸那珂港に停泊中の大型船舶が津波によって漂流し、発電所敷地に影響を与える可能性について検証がされていないのはなぜか？東日本大震災では実際に岩手県において大型船舶の漂流が発生しているが、そのことは情報として知っているか？この事例に関しては検証する必要があると私は考える。

1625字 以上

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

意見提出箇所

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」(以下「(案)」とする)に対する意見を以下に提出ページごとに列挙します。

99 ページ下から 4 行目

「ただし、申請者は、非難燃ケーブルについては、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを不燃材の防火シートで覆い、結束ベルト及びシート押さえ器具により固定することにより複合体を形成する方針を示した。この複合体が、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を有することについて、外部の火災に加え、複合体内部からの発火の想定も考慮して、以下のとおり、複合体に対する設計目標を定めて、その成立性を実証試験により確認するとしている。」

これは、そもそも火災防護基準に規定された難燃性ケーブルの原則から外れている。このような例外措置を認めるのであれば、以下の質問に答えて欲しい。

- ① 「確認するとしている」ということは、まだ確認していないということか？
- ② 当該原子力発電施設において使用されている非難燃ケーブルの総長を教えて欲しい。
また、その非難燃ケーブルを覆うためにどのくらいの防火シートを必要とするのか概算量を教えて欲しい。また、その作業に掛かる日数等具体的な計画について教えて欲しい。
- ③ 当該原子力発電施設において使用されている非難燃ケーブルは表に出ている状態なのか？つまり容易に防火シートで覆うことができる状態なのか、教えて欲しい。
(通常の建物ではケーブル類は壁中を這わせてあるなど、様々な状態で配置されている。全部が表に出るように当該原子力発電施設では設計をしてきたのか？)
- ④ 従来のケーブルの点検方法について具体的に教えて欲しい。
- ⑤ 防火シートで非難燃ケーブルを被覆した場合に内部の断線等のチェックはどのように

行うのか。目視は不可能と思われるが、他のどのような方策を考えているのか、教えて欲しい。

- ⑥ 防火シートでケーブルを覆う場合に、一本一本のケーブルを巻くのか、それとも複数のケーブルをまとめて覆うのか教えて欲しい。また複数のケーブルを巻いた場合に、放熱不良による火災を誘発するリスクが生ずるが、それをどの程度と見積っているのか教えて欲しい。
- ⑦ 防火シートの材質を教えて欲しい。
- ⑧ 従来用いられている防火シートも一時的に火災を防ぐという程度の用途で用いられるものであり、それは避難の時間を稼ぐという意味であると私は理解しているが、この「(案)」で用いられている防火シートはどのような火災であっても燃えることがない材質出ているのか？もしそうであれば、一体、廃棄はどのようにするのか？教えて欲しい。防火シートの表と裏で温度差はどの程度と想定されているのか。
- ⑨ 防火シートの耐用年数を教えて欲しい。
- ⑩ 防火シートの繋ぎ目の養生の仕方を開示して欲しい。つなぎ目から炎が入る、あるいは熱が伝播する可能性をどのくらいに見積もっているのか。

187ページ～188ページ

「1-2 崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系が故障した場合)」について

「④ 安定状態に向けた対策：逃がし安全弁(自動減圧機能)の開維持及び低圧代替注水系(常設)により、炉心の冷却を継続するとともに、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却を実施する。」とあるが、逃がし安全弁を用いた場合、その弁を通して放射性物質が拡散される危険はいかほどと算定されているのか。またその範囲はいかほどと算定されているのか。東海第二原発は近隣に水戸を始めとする大都市を抱え、多くの住民が周囲に居住している。山の中や、海の孤島にある発電所ではない。もし山の中や海の孤島であったとしても、風に乗って、あるいは海流に乗って長期的には放射性物質の飛散は予見される。ましてや、周囲には多くの居住区域が存在するのであるから、爆発は元より、放射性物質飛散は絶対に防がなければならない。逃がし安全弁が無ければ稼働できないような装置の再稼動には反対だ。

1635頁 以上

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

その3

意見提出箇所

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」(以下「(案)」とする)に対する意見を以下に列挙します。

215ページ 「IV-1. 2. 1. 8 津波浸水による最終ヒートシンク喪失」の項、

基準を超えた津波が敷地に遡上することによって東海第二原発に重大事故が発生する場合、東海第二の南2.8kmに位置する旧・動燃の再処理施設(現・原子力研究開発機構・核燃料サイクル工学研究所)においても東海第二と同確率で重大事故が発生すると予見される。両者を連携させた事故対策が必要ではないのか。他の核施設と友好的に有効な連携をとることは念頭に置かないということであれば、再稼働は一切承服できない。同業者とも連携を取れない企業が地域住民と連携を取れるとは考えられないからだ。

28ページから473ページ全体を通して

1. 「地震が起きても大丈夫なように基準を作った」「津波が来ても大丈夫なように基準を作った」・・・だから大丈夫だ、という論調であるが、では万が一に「地震が来たけれど大丈夫ではなかった」場合、「津波が来たけれど大丈夫ではなかった」場合に、ではどうするのか、ということは書かれていない。準備万端で臨みますという決意、決意をこれだけしているから大丈夫に違いないという申請者ならびに許可者の希望だけが示されている。事故が起きた場合にすぐに避難できるわけではないので、このような杜撰な認可は近隣に住む者としては納得できない。対策を練ったが万が一に何か起きてしまった時に、ここまではできます、こういう対策は練っています、というような明確な方針を申請者は示すべきであるし、それがなければ認可者は認可すべきではない。一旦事故が起こった場合には、周囲の人間に速やかにヨウ素を配布します、周囲の人間全員を避難させる費用は、いかなる長期間にわたろうとも全て日本原電がもちます、避難は日本原電がすべて責任を持って行います、避難民の全財産を保

証しますというような表明でも構わないが、そういうものがないのであれば、原発の再稼働には反対せざるを得ない。

もっとわかりやすい例を挙げれば、病気が起きないようにみんなに予防接種を受けさせます、というのは当たり前。全員に予防接種を受けさせたが、なぜか免疫がつかなかった人が発症した場合の病院・医師・看護師ならびに医薬品の確保までも視野に入れて初めて行政としてのスタートラインに立ったといえる。

今回の案は、これだけ考えたから大丈夫、と原子力規制庁や日本原電の希望的な予測を書いてあるだけで、対策すらもまだ現実に実行していない。非難燃ケーブルを防火シートで覆うということもまだしていないどころか、非難燃ケーブルを防火シートで覆ったものが、難燃ケーブルと同等の防火性があるということもまだ確認していない（ので現実には本当にそうなのかわからない）。こんな見切り発車のような認可は聞いたことがない。こんな状態では、再稼働を承認することは到底出来ない。

2. 通常の災害と原子力発電所の災害の違いについての考察・検証が甘いのではないか。通常の災害は、止めれば後は収束に向かう、というものだ。しかし、原子力発電所の場合は、発電を止めれば収束に向かうのではなく、電気が止まってしまうと炉心が過熱したり、大爆発につながる。一般の事故と物事の起こり方が違う。人々が慣れ親しんだ発想方法、止めればなんとかなる、というのと全く発想を変えねばならない。このような発想の根本を変えねばならない状況に対処する術をまだ我々は持っていないと思う。であるから、原子力発電施設が、住宅密集地に存在することがそもそも無理なことではないのか。

補足：以下の二つの質問・意見は技術的なものではないが、再稼働を認可するというのであれば認可者もまた申請者も答えなければ成らない質問であるし、それに対して意見を持つべきだ。

第一が出資の問題。日本原電に東京電力が出資するのは国民としては承服できない。東京電力は普通であれば倒産していて全くおかしくない企業だが、税金を投入する形で倒産を免れている状態だ。その不良企業が他の企業に出資するといった場合に、その原資は元を質せば国税ではないのか。このような経済行動は、倫理的におかしい。このような経営を国税を用いて行うことを国民として看過出来ない。東海第二原子力発電所の再稼働が東京電力の援助を前提とするのであれば、技術以前の問題として、再稼働は倫理的に許されない。

第二に住民避難の問題だ。この「(案)」には住民避難のことはまったく触れられていない。一旦事故があれば、それが小さかろうと、住民への影響は甚大だ。多くの住民が避難を強いられる。そのことに関しては全く触れようとしないのは不誠実といわざるを得ない。このような不誠実な企業に対して再稼働を承認することは全く出来ない。

以上

803F51

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中 (FAX: 03-5114-2179)

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:
氏名:
連絡先

意見: 福島第一原発事故の原因究明がなされていないなかで、同じ沸騰水型
である東海第二のその教訓が反映されず、また、運転開始から
今年が11月26日を10月になる若松原発であり、炉力降圧制御の
不確実、炉内構造物も若松の破損、配管も5cc不検出の危険
が大きい。沸騰水型軽水炉の欠陥、燃料の安定性の欠如と核暴走
の危険性があることを踏まえ、20年の延長はありえない。また、
今回の「設置変更許可」は、2013年7月に改正された「原子炉等
規制法」による例外規定により安全の確保がなされ、炉力降圧
の延長運転に該当しないものであること、以下に述べることも
明らかである。

<津波について>

東海第二を襲う津波の基礎・算定方法が不明確であり、大津波時に
発生する津波の想定が不十分、不明確である。
東海第二を襲う津波について最新の知見を取り入れ、検証も行う
必要がある。
浪の液状化対策が終ったおらず、防衛は基礎部分の液状化審査
が必要である。
また、想定津波を2.4mと見ているが、過去に発生した津波の
3.2m級も基礎には耐える必要がある。

<地震について>

想定地震のうち震源の想定は、過去の地震から過小であり、直下4.3
以上の想定が必要である。
また、地盤の不安定が十分考慮されていない。そのうち東海第二は、野
田、川本一般弱地盤に当てはまる。その現状を十分考慮し、地
盤は十分なものであるか、十分なものである。福島第一原発の経験は、
耐震設計基準分類の不備を証明しているが、不安定な地盤は、

郵送先: 106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛
(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宮本
電話: 03-3581-3352 (代表)、03-5114-2111 (直通)

(別紙)

意見／理由：記入欄

東海第二原発の再稼働に反対です。東日本大震災で津波と
 そのもと原発の担当者は、東日本の震災で、原発の敷
 地足防湖堤で困もつもあり、点の畜産に時が
 かのは誰でしょう。これだけの危険性があるためか
 ってその位置だけにしても、福島事故の教訓を生か
 配電盤の位置でダメです。神代のみ同様の安全
 されて存ソてくたさソ。

2/2

意見／理由：記入欄

「格納容器圧力逃がし装置（フイルター付ベント）
装置の健全性・有効性への疑念」

p.376に「逃がし装置の添付仕様：

粒子状物質に対し299.9%以上、

無機ヨウ素に対し299%以上、

有機ヨウ素に対し298%以上

の除去効率を有すること。」

とあるが、あくまで実ガスによる実証不可能であ

ると、このような文章は絵に描いた餅である。

装置の有効性に関する具体的実証プロセスを詳述

すべきと考える。

(別紙)

意見／理由：記入欄

東海第二原発は30km以内に96万人が居住する工業地帯の真中に立地する原発であり、常識的には存在し得ない原発である。再稼働は論外である。

事故が発生した場合96万人を安全に避難させることは不可能である。又日本原子力発電は資金力も乏しく事故発生時の賠償能力もほとんどない。東海第二原発は絶対再稼すべきではありません。

従って、原子力規制委員会が、新規制基準に「適合」したとする審査書案を了承したことに強く抗議します。

以上

803F55

(別紙)

意見／理由：記入欄

99-100ページ

審査書案は、燃えるケーブルに防火シートを巻く方法を認めている。
 東海第二原発は、燃えるケーブル(可燃ケーブル)が使われたまま、全ケーブルを交換することはできないから一部を取り替え、他の一部を防火シートで巻く。ケーブルの半分近くは、何も対策なし。
 それで、新規規基準の規定原則を外し、安全性が担保工場の対策を「保安水準が確保工場のことを確認した」としている。このようなこと自体が許されることでなければ、例外を認める規定違反を許すなら、緊急時、予測できない事象が発生する。
 燃えるケーブルをそのままにする例外に更に防火シートを巻く例外を認めてはならない。
 可燃ケーブルに防火シートを巻く対策は認めらるべきではない。

原子力規制規制委員会 宛て

意見/理由

溶融燃料の水蒸気爆発について（審査書案 P240～）

東海第二原発では炉心溶融事故が発生し、溶けた燃料の流失に備えて、水深 1メートルで水張したペダスタル部を作り、そこに落とし水冷するとしています。

しかし溶けた燃料と水が接触し、水蒸気爆発が生じる恐れがあります。審査書案では「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしている事は妥当」と判断しています。これは極めて不合理、科学的判断と言えません。

なぜなら、実際の条件の下での実験が行われていないからです。2000 度に溶けた燃料が重さ何グラムの時どのような結果が出るのか解明しなければなりません。

意見／理由：記入欄

◆P23 Ⅲ-1. 3耐震設計方針

耐震重要度分類で外部電源の重要性が最低のCクラスとなっているのは、福島第一原子力事故の教訓を生かしていないと言える。もし、反省をもとにしているのなら、Sクラスにすべきである。

電源喪失がどれだけ大変なことなのかは、福島第一原発事故で一般国民も身に染みて分かっている。それが専門家である原電関係者や規制委員会のメンバーが分からないはずはない。東海第二原発も3.11の時には外部電源が失われたが、非常用発動装置が起動し原子炉の冷却を続けることができた。これは本当に運が良かったと言える。しかし3日間かかってようやく冷温停止に至った事実を忘れてはいけない。もし、津波があと70cm高かったら、あるいは津波がくるのがあと2日遅かったら、東海第二原発は福島第一原発同様の過酷事故を起こしていたことになる。防潮堤を6.1メートルの高さにかさ上げする工事が完成したのが2日前だったことを思い出して欲しい。外部電源をCクラスからSクラスにし、過酷事故を防ぐ手段として確実に担保すべきである。

Sクラスにすれば費用がかかる。しかし、原発を動かすと言うことはそれだけ国民の命と暮らしに重大な責任があることを肝に銘じてもらいたい。

◆P42 Ⅲ-3.1基準津波 3地震に伴う津波と地震以外の要因による津波の組合せ
申請者は「地震以外を要因とする津波については、地震に起因する津波と比較して敷地に及ぼす影響が十分に小さいと考えられるため、これらの津波の組合せの必要はない」と評価し、規制委員会も妥当であると判断をしている。しかし、これは最新の気象状況を全く考慮していない判断である。

近年の異常気象は常態化してきている。今年の7月には西日本で豪雨災害が起き、死者224人、行方不明12名(7.22現在)と、被害が広い範囲に及んだ。太平洋高気圧が本州の南東海上で勢力を維持し、台風7号が去った後に朝鮮半島から日本海に気圧の谷が形成されたことで全体の気圧配置が変化しにくい状況になり、その間に挟まれた梅雨前線が北上も南下もできないロックされた状態になってしまったからと気象庁は解説をしている。また、7月28日には小田原市の国道135号線に高波が襲い、バトカーを含む15台が取り残されるなど台風の高波が予想を超えている。まだ記憶に新しいはずである。なぜこういった高波が襲ったのか、それぞれの報道機関が解説をしていたので国民はよく理解できた。①大潮+②満潮+③高潮+④台風による波の吸い込み。高波の条件が4つも重なったのである。

地震と台風、地震と満潮、地震と大潮、地震と豪雨など決して影響が小さいなどと言っ
ていられないはずである。「これまでの経験が役に立たないほどの豪雨」と何度報道されたことか。最新の気象条件を加味していない考察は、妥当だとは言えない。

◆最後に

原発は安全ではない、費用が莫大にかかる、廃棄物処理ができない、未来に負の遺産として影響があるなどを考えれば、一刻も早く廃炉に力を注ぐことがもっとも安価で安全であると関係者には目覚めてもらいたい。また、規制委員会はそもそも40年で終了としたものを20年も延長することが、どれだけ政治的特別扱いをしているかを鑑み、国民の安全のために「規制」という名の役目をしっかりと果たしてもらいたい。

以上

2 / 2

803F59

(別紙)

意見／理由：記入欄

全般的な意見
 ・福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていない。
 東海第二原発を動かすべきではない。

・多くの茨城県民が反対しており、周辺の自治体で反対決議もあがっている。96万人を避難させることはできない。

・再稼働の同意は困難であり、多額のお金を無駄に工事につき込む前に廃炉を決めるべき。お金は福島第一原発事故の賠償にあてて欲しい。

審査書案240頁へ
 東海第二原発では、炉心溶融事故が発生し、原子炉圧力容器から溶融燃料が流出した場合、コンクリートと反応して水素や有毒ガスが発生するのを防ぐために、炉心溶融防止装置が設置されている。また、炉心溶融防止装置が故障した場合、炉心溶融防止装置が機能しなくなり、炉心溶融防止装置が機能しなくなる可能性がある。審査書案では、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としている。しかし、審査書案では「審査者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低い」としていることは妥当と判断している。しかし、実験は小規模なものかほとんどで、実機の条件を網羅した実験は行われていません。

(別紙)

意見/理由: 記入欄

・実験機(原寸大)での実験を行い安全性が確認されるまでは、再稼働のレベルではありません。

審査書(74~77頁)
 東海第二原発に最も大量の火山灰をもたらすのは、赤城山の噴火(大規模噴火レベル)によるもので、降灰分布の事例から約23センチ、シミュレーション結果から約49センチとなり、原発は原燃設計に火山灰の設計層厚を50センチとし、規制委員はこれを確認しました。火山灰の設計層厚は、関電の原発は10センチ、川内原発でも15センチです。

厚電はこの層厚を前提に、荷重やファルターなび、閉鎖、摩耗や腐食などについて影響評価を行うとしていますが、工事計画認可の審査の過程で、原子炉建屋の屋根に積もる火山灰の荷重が、最大許容値の97%に迫る箇所があることが明らかになっています。

・火山灰の影響評価について、シミュレーション結果約49センチに対し、設計層厚50センチでは保守性が見込まれていない。さらに大きい値にもなっている。

・50センチも火山灰が降り積もる状況では救援も困難もできない。このよりの場所に土地があるべきではない。

・火山灰が設計層厚の50センチを超えると原子炉建屋の屋根が解れる危険性が生じるのは問題がある。

(別紙)

意見/理由: 記入欄

る。除灰もできお対応しようがない。強度不足ではないか。設計をやり直すべき。

・降灰直後の火山灰は非常に高温である。このような火山灰が積層した屋根等の高温での荷重耐性を評価すべきである。

以上

意見／理由：記入欄

木を見て森を見ず一とほ規制委員会のこととしていふ
 うか。
 東海村及びその周辺には原子力施設が数多くあり
 ます。ゆえに再処理施設は原発より危険です。
 地震、津波対策、非常用電源の配備と現実な起動
 手段のこと言うまでもありません。しかしそのひ
 とつひとつか規制にかかっているからと行って
 施設全体を見渡し、複合災害という視点も必要
 なのではないでしょうか。
 東海沖二は、事故をおこした福島沖一原発と同じ
 溝と小型です。福島沖一の検証が十分なまま
 くれより古い東海沖二を稼働させ、万一事故が起
 った場合、責任は誰が取るのですか。
 パナコXが技術的意見を求められているのは承知の上
 で、全般的意見として筆を取らざるを得ません。
 ・福島事故の検証がなされていない
 ・東海沖二周辺は原子力施設がいっぱい複合災
 害の危険がある
 ・県民の7〜8割が反対
 ・東シブ性ある既設計画の策定は不可能
 ・核のゴミをこれ以上増やしてはいけなし
 ・原発には事故をおこした時の保障能力がない
 よって20年延長、再稼働には絶対反対です！

意見／理由：記入欄

・新規制発令は、非難燃性テーブルの義務化がなされ
 ています。この原子力規制委員会は、原発の策の、非難
 燃性テーブルに防火シートを巻くという案を了承し
 ています。これは、約束が違います。
 規制から40年経てば、老朽化した原発の中で、この
 テーブルが99%壊れているはず。それなのに、最初
 に決めた原則を外れるような事は、あるべきではない。
 テーブルは全て取り替えるようにしてください。
 もしかたがたできないのなら、40年の年限を過ぎた東電
 の原発は、二度と動かさないでいた方がいいと見い
 ます。

意見／理由：記入欄

地盤の不安定さが十分に考慮されこいない
 軟弱地盤に立地する原発です。これを十分に考慮
 すべきです。
 原発の下には軟弱な地層が370mにわたりに続い
 ています。
 地盤が脆いと、大きな地震が発生した場合、液状
 化が発生する。さらに地面の下で地震の揺れが増幅
 したりと予想外の動きをする。中越沖地震、09年
 の駿河湾地震の際の沈没原発がそうだ。
 10年余りで2度も地盤の不安定さから異常な地震
 動に遭遇したことは、東海第2号としては大きな脅威
 であり、同様の事態を想定すべきである。
 東海第2原発は、二度と新設計ができてはならないと考
 えます。

東海第二原発 審査書に対する意見

91 ページその他自然現象に対する設計方針

隕石の衝突、などについての対策が考えられていない。

98 ページ その他人為事象に対する設計方針

人工衛星落下、ミサイル等による攻撃などに対する対策が考えられていない。

もともと、耐用年数というものを考えていたということは、老朽していけば、トラブルが発生しやすくなることを想定していたはずであるのに、東海第二原発が新設時とどのように変化してきているのか、その検証も不十分であり、すぐに廃炉を進めるべきと考える。

意見／理由：記入欄

福島第一原発事故は未だ原因究明さえも終わ
 ておらず、検証も終わっていない。^{積みあげられた}
 溜められた汚染水のタンク、除染で数限りなく
 フリコンバッグ トリチウムを除去しないまま 人類にとって
 又、地球にとってやってはいけないことを、今回の福島
 第一原発事故の深刻な事態から学ぼうとしないのであろうか？
 これだけの大きな犠牲を出しているのに「おれらも
 せよおれらも」再稼働を認める審査書案に人類の平和
 安全、地球、宇宙の安全性を宇宙という意識が
 あるのか……と疑問に思います。

東海第二原発の再稼働に「ノーサイン」を
 出す審査書案には反対です。

803F65

記録 (別紙)

意見/理由: 記入欄 東海が二原港の再稼働に反対する。新規制若

海適合性審査は不合格に付いたことあり。意見をのべて
 再稼働中に反対の理由は、福島第一原発と同型で、
 老朽化があり、危険のリスクが大工以上と見て、
 30km圏内に96万人の住人がおり、事故が起きたら、
 影響範囲の半径が水戸市役所まで伸びる可能性がある。
 また、地震や津波の上被る場合、緊急事態発生した際の避難
 計画は、今より更に厳格な避難計画が必要とされている。
 一方で、安全性は高くないと見て、反対している。水戸市
 議会も反対の意見を出している。反対の意見を反映して
 いる。市民の同意を得ていない。反対している。
 首都圏唯一の原発であり、首都圏への影響も大き
 かりしと見て、何となく、福島第一原発事故は収
 束してない。検証も終わっていない。そのうち、
 若くして東京電力の資金援助をして、安全対策を練ら
 うことは、本来に異常なことではない。
 もし、審査に合格させ、再稼働させると事故が起き
 た時、原子力規制委員会が責任をとることはできない。
 事故責任は東京電力にある。その責任をどうとらえるか
 しない。あまりにも無責任と見て、反対している。
 今更には、原発の再稼働は、工場の利益を上げる
 ための行為ではない。電力不足の事態はありえない。
 市民の命と安全を守る立場から、再稼働を反対する。
 審査に合格するべきではない。

記入者

11

803F66

原子力規制委員会 原子力規制庁 規制部 パブコメ担当様

日本原子力発電株式会社東海第二原子力発電所の発電用原子炉設置
変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募
集について

(審査書案 100 ページ)

原子力規制委員会が策定した、新規制基準では、今後、再稼働する原発は、難燃性ケーブル（燃えにくいケーブル）であることと義務付けられました。しかし、東海第二原発では、全てのケーブルを完全に、難燃性ケーブルに交換できず、非難燃性ケーブル（燃えやすいケーブル）を残しておくという、もともと、審査に応募する資格がない原発です。

原子力規制委員会は、原子力規制委員会自らが策定した「新規制基準」を守ることができない日本原電の東海第二原発に対して、難燃性ケーブルに交換できない非難燃性ケーブルには防火シートを巻くという、非科学的・非技術的な案で了承しています。原子力規制委員会は、原発を安全に運転するためには、難燃性ケーブルが必要であると結論を出して、新規制基準を策定したはずですが、新規制基準を守ることができない原発に許可を出すことは、新規制基準の信頼性が失われるばかりか、事故を起こす可能性が増大する方法を奨励することになります。

田中前規制委員会委員長は、原子力規制委員会は、原発の安全性を保証する機関ではなく、原発が新規制基準に適合しているかを審査する機関だと、何度も発言してきました。原子力規制委員会が、その職責を果たすとするならば、新規制基準を守ることができない、日本原電の東海第二原発の稼働を認めてはならないと思います。

803F67

原子力規制委員会御中
パブリックコメント

今年11月に40年を迎える日本原電の東海第2発電所の設置変更認可は絶対に認められません。

①日本原電に「経理的基礎」がないことは明白です。

日本原電は所有する4つの原発がすべて動いておらず、全く電気を作っていないにもかかわらず、東電、関西などからの名ばかりの「電気料金」でかろうじて破たんを免れている状態で、1,740億円もの安全対策費を銀行から借りることもできません。こんな会社に「経理的基礎」があるなどとても言えません。

その借入のために、債務保証の枠組みとして融資保証をよりによって、東電と東北電力に求めました。東電も東北電力も法的構想くはないとしながらも一応応じていますが、東京電力に関しては、巨額の公的資金が注入されており、他社の原発を支援することは、許されません。

②ケーブルの防火対策が出来ていません。

全長約1,400kmのケーブルのうち、現段階で対策がとれているものは半数にも満たない状況で、これではとても安全対策が取られているとは言えません。今後変えていくにしても、巨額の資金が必要ですし、そもそも100%の改善はできない。そんな原発は動かすことは認めないでください。

③要支援者は、見捨てるの？ 首都圏まで100キロありません。どれだけの人が住んでいるか、避難が可能とは思えません。

避難計画は、パブコメの対象になっていませんが、30キロ圏 96万人を避難させるような実効性のある避難計画はありません。茨城県が過去に実施したシミュレーションによれば、5キロ圏の住民 8万人が、5キロ圏外に出るまでに30時間かかるとされています。また、体が不自由な要支援者を避難させるための車が確保できないことから、茨城県は、病院や施設などに「屋内退避」させることを決めたことが報道されました。しかし、いつ救援がくるかもわからない中での屋内避難は、見捨てることにもなりかねません。

絶対にこんな原発は動かさないでください、時間とお金の無駄。その上、未来がありません。

東海第二原発に対するパブコメ

1. まず初めに申し上げたい。一原子核からエネルギーを取り出さないでと。発電源として原子核に頼ることは、現実問題として破綻しているのではないか。溜まり続ける核のゴミの処理について、見通しの立つ方策は無い。結局、未来の人たちの快適環境を犠牲にして、今をやり過ごそうとしているのだと思う。いえ、未来の人ではなく、今、私たちが困り果てている。放射能を帯びる物質の全てを、管理基準に副って処理して行かなければならないが、高レベルも低レベルも、処理地を求めてのさまよいが始まっている。これから稼働を続ければ、益々その度合いが深くなるのは目に見えている。
2. 古くなった原発は、原子炉部材など中性子を帯びて脆化が進む。東海第二原発の運転開始は1978年11月、ほぼ40年経っている。そもそもの廃炉期間を迎える。安全対策費を掛けて再稼働すべきではない。
3. 安全対策費を自力で賄えず、東電・東北電の支援表明をまっぴのものとされている。東電は他社の支援をしてはならないでしょう。事故収拾のため公的資金が注入されているのだから。
4. ケーブルの防火対策は万全ではありません。

以上の理由から、日本原電・東海第二原発の再稼働はしてはならないとの意見を届けます。

5. また稼働なら、周辺5市との安全協定を必ず結んでください。
日立市 ひたちなか市 那珂市 常陸大田市 水戸市
これらの自治体との安全協定締結は、約束されたことですから。

//

意見／理由：記入欄

- 。福島第一原発事故は収束しては行かず、検証も終っていない。福島原発と同型で老朽炉である東海第二原発の再稼働をすべきではないと考えます。
- 。東海第二原発から20km～30km圏内にある水戸市に住民約12万人、さらに深刻な汚染があり、30年以内には、確実に震度6以上の地震が発生する地(92%)、全国3位の発表。この様な地にある原発の再稼働を許さずと絶対ありたいと考えます。
- 。原発から30km圏内は96万人の住民(全日一の人口密度)地の原発があることの認識が甘いと考える(セーフ)です。当事業所の無責任に怒りを示す防衛計画の欠如。96万人の人が事故に伴い避難することは絶対に出来ません。計画は文字に書かれています。命の保証は出来ません。そして社会的弱者と建物内は一時待機避難というナンセンス。汚染された地はいつ解放出来るのか。絶対安全と言いつつこればかりのこと。地球全体を汚染させ、人類の破滅を本気で考へることは一歩も及ばない責任を真剣に考へ、安全への判断を止めるべきと考えます。老朽原発再稼働は許さずとしたいです。

※科学的検証の「安全」「老朽化」を判定出来ない。

送状送金印

2/2

(別紙)

意見／理由：記入欄

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 特

茨城県に住んでいる住民として、東海村にある日本原電の東海第二原発について、福島事故以来様々な形で、様々な人達と再稼働反対の行動、集会をやっている。署名も30万以上を挙げ、新聞紙に掲載した。又、毎週金曜日の夕方に再稼働反対のデモ行進にも、参加行動している。

●東海第二原発は、東日本大震災の時に津波をかぶり、1つの電源の冷却が止まり、運転を中止し、冷温停止にしている。現在も止まっている。30圏内には96万人が居住し、11月に40年を迎える老朽原発。高柳圏域一の原発であり、福島原発事故の200K近いダメージもボウストロップと被害を復元している。もし事故が起るとは甚大な被害が想像される。

●日本原電が所有する4つの原発がすべて動いておらず、東京電力や関西電力等の「電気料金」が維持されていると聞かれます。見るたびに税金の金からと思うと腹が立ちます。ましてや東京電力が経済的支援の意向を表明は許されません。

●ケーブルの防火対策について
全長約1400kmのケーブルのうち40%が難燃に、防火シートを巻くか、対策しているケーブルが約4%以上と少ない。防火シートを通してケーブルが燃焼すると火災の危険が懸念される。

1/1

803F71

意見／理由：記入欄

(別紙)

原発は生命を脅かすものから反対
 東海沖の原発は直ぐのところで止まるべきだ
 い。最近 災害が多いので 危険なものばかりだ
 ない。首都圏も近いので 被害はぐんぐん
 核廃棄物はどう処理するの。

2/2

東海第2原発の運転延長・再稼働反対署名

日本原子力発電(株) 取締役社長
 原子力規制委員会委員長
 経済産業省大臣
 東京電力ホールディングス(株) 代表執行役社長

村松 衛様
 更田豊志様
 世耕弘成様
 小早川智明様

東海第2原発は、3.11の際、過酷事故寸前だった被災原発で、稼働40年目の老朽原発です。そして30キロ圏内に96万人が生活し、東京まで100キロの人口密集地帯の首都圏原発です。危険な東海第2原発の運転延長を止めて、速やかに廃止し、住民の不安を解消して下さい。

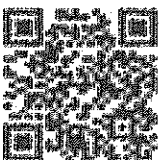
氏名	住所 (都、県名だけの記入でも可)
	都・道 府・県
	市・区 町・村
	都・道 府・県
	市・区 町・村

第1次集約：6月30日、第2次集約：7月30日、第3次集約：8月30日

- 震災時あわやだった東海第2原発は、トラブル発生率日本一です！非常用発電機の1台が使えなくなって冷却ができず、蒸気逃し弁が自動で動かなくなったために必死の手動作業で弁開閉運転を3日半繰り返して冷温停止し、過酷事故を免れた被災原発なのです。
- 難燃性ケーブルへの交換は、総延長1,400kmのわずか15%で、規制基準違反です。火災が発生した場合原子炉は火の海となり、大惨事になる危険性があるのです。
- 耐震の余裕がなく、津波が防潮壁を越える危険性のある原発です。設計が古いために地震に対し極めて脆弱です。地盤が極めて弱い土地に立地しています。
- 再稼働すれば放射性廃棄物が増えます。高レベル放射性廃液の貯蔵が日本で一番多い東海村です。防潮壁ひとつ無い再処理工場の冷却が止まれば、複合災害となり首都壊滅です。

【署名実施団体】「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」 送付先

〒101-0061東京都千代田区神田三崎町2-6-2ダイナミックビル5階 たんぼ舎気付
 Tel:070-6650-5549 Fax:03-3238-0797



HP： <https://stoptokai2-shutoken.jimdofree.com>
 Mail： stoptokai2.shutoken@gmail.com

署名用紙は左のリンクからダウンロードできます

なのはな生活協同組合

東海第2原発の再稼働・運転延長反対署名

日本原子力発電(株) 取締役社長 村松 衛様
 原子力規制委員会委員長 更田豊志様
 経済産業省大臣 世耕弘成様
 東京電力ホールディングス(株) 代表執行役社長 小早川智明様

東海第2原発は3.11の際、過酷事故寸前だった被災原発で、稼働40年目の老朽原発です。30キロ圏内に96万人が生活し、東京まで100キロの人口密集地帯の首都圏原発です。このように危険な原発の再稼働は認められません。運転延長はもつての他です。速やかに廃止して、住民の不安を解消して下さい。

氏 名	住 所

第1次集約：6月30日、第2次集約：7月30日

◇お名前はフルネームで、ご住所は県名から正確にお書きください。
 お名前ご住所が同じ場合でも、「同上」や「〃」等で省略しないでください。



署名用紙は上のリンクからダウンロードできます。

- 東海第2原発は、トラブル発生率日本一で、震災時には過酷事故寸前だった被災原発です！
- 陳腐化した古い設計の老朽原発で、地震に対して特に脆弱です。
- 致命的な欠陥は古い可燃性ケーブルで、対策後も難燃性ケーブルへの交換率はわずか15%です
- 敷地の海拔が低く、津波が防潮壁を越える確立が高い原発で、炉心損傷確率は日本一高いのです。その上、福島原発同様電源盤が地下に設置されています。地盤が弱いことも重大な問題です。
- 東海村には、事故に直結しかねない高レベル廃液や放射性廃棄物が多量に存在しています。再稼働すれば核のゴミは増える一方で、処分する場所ありません。
- 放射能は微量でも有害ですから、子どもや私たちの命を被ばくから守るには原発廃止しかありません。

【署名実施団体】「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」

〒101-0061千代田区神田三崎町2-6-2 ダイナミックビル5階たんぼ舎気付
 Tel:070-6650-5549 Fax:030-3238-0797

お問い合わせは⇒

ご紹介者(団体)名：

脱原発かわさき市民

東海第2原発の運転延長・再稼働反対署名

日本原子力発電(株) 取締役社長 村松 衛様
 原子力規制委員会委員長 更田豊志様
 経済産業省大臣 世耕弘成様
 東京電力ホールディングス(株) 代表執行役社長 小早川智明様

東海第2原発は3.11の際、過酷事故寸前だった被災原発で、稼働40年目の老朽原発です。30キロ圏内に96万人が生活し、東京まで100キロの人口密集地帯（昼間人口300万人）の首都圏原発です。このように危険な原発の再稼働は認められません。運転延長はもつての他です。速やかに廃止して、住民の不安を解消して下さい。

氏 名	住 所

第1次集約：6月30日、第2次集約：7月30日

◇お名前はフルネームで、ご住所は県名から正確にお書きください。
 お名前ご住所が同じ場合でも、「同上」や「〃」等で省略しないでください。

署名用紙は右の
 リンクからダウン
 ロードできます



- 震災時あわやだった東海第二原発は、トラブル発生率日本一です！
 非常用発電機の1台が使えなくなって冷却ができず、蒸気逃し弁が自動で動かなくなったために必死の手動作業で弁開閉運転を3日半繰り返して、ぎりぎりでも冷温停止し、やっと過酷事故を免れたのです。
- 難燃性ケーブルへの交換は、総延長1400kmのわずか15%で、明らかな規制基準違反です。火災が発生した場合、原子炉は火の海となり、大惨事になる危険性が大きいのです。
- 耐震の余裕がなく、津波が防潮壁を越える危険な原発です。設計が古いために地震に対し極めて脆弱な上、電源盤も福島原発同様地下に設置されています。しかも地盤が弱い土地に立地しています。
- 再稼働すれば放射性廃棄物が増えます。日本で一番大量の放射性廃棄物＝死の灰がたまっているのが東海村です。防潮壁ひとつ無い再処理工場の冷却が止まれば、複合災害となり関東は人間が住めない土地になって大量の被ばく者を生み、日本は壊滅することになります。
- 被ばくによる健康影響防護も、世界基準が無視されて20倍以上の基準が、今日本の国民に押し付けられていることは重大な人権侵害と、国連人権理事会から勧告されています。

【署名実施団体】「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-6-2 ダイナミックビル5階たんぽぽ舎気付

Tel: 070-6650-5549 Fax: 03-3238-0797

お問い合わせは⇒

ご紹介者(団体)名：

2018.6.6